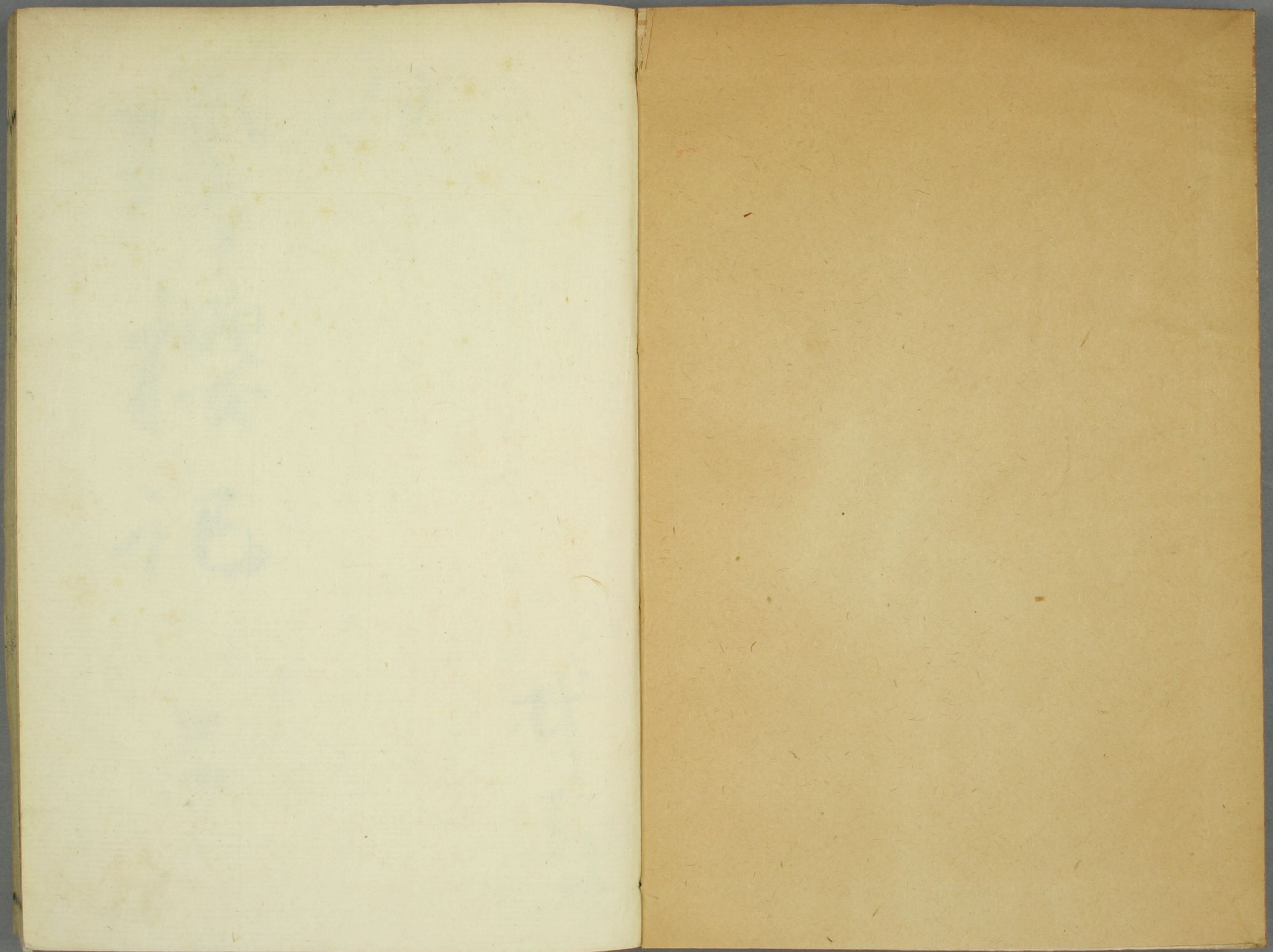




殘梅記

リ 5
1316





276
(六)

殘

櫻

祀

上

棧

了
五
分

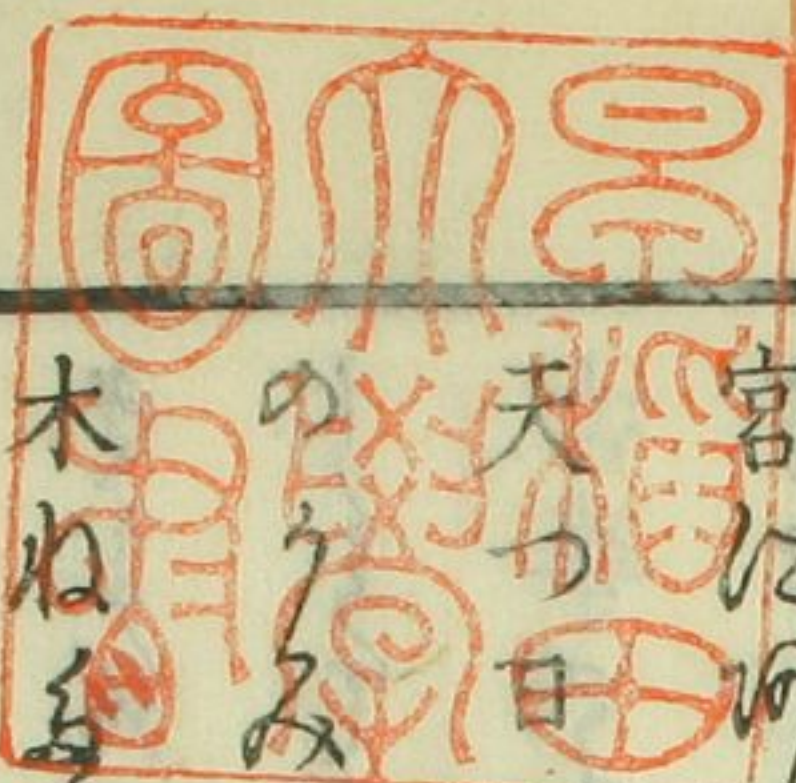


門 伊 5
號 1346
卷 1

277

別 頁

宮崎
藏書



下分 句讀ト

明治三六年
十月廿一日
購本

とるき人のよしとく見るとよしとひひし芳野の山はかき
宮にゆくと名小きう足利があらむを避けれとてはして
天か日嗣あらしとて三代のとからの古事りしものひそ
のうみふる紀書よりに櫻花ちまをひく見えうれど岩松
木ぬまを言とふはの里は五月蠅をんさやぐり世人は言
の塵にうづりりてきうき木とて急の花は色香の霞かくを
小おちりしりかみは紀まうれとてきあゆむをそれは日美と
免たる書しあうれをいうとれりひまう書らむあやふ
心とてまも見るそとをれとてたのりや道もなるき海

残櫻記

〇序一

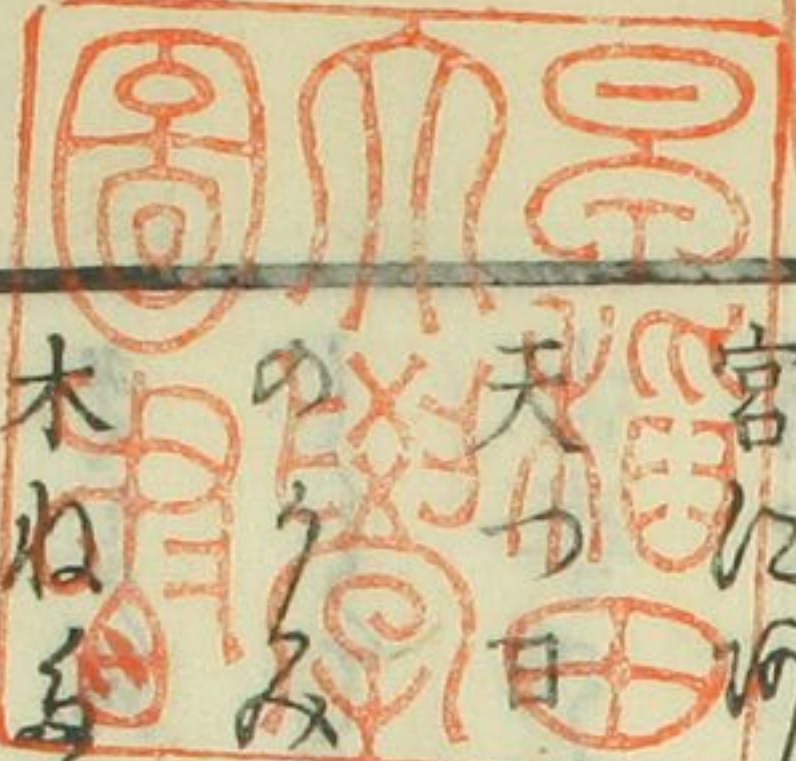
（的）
新對
白

門 伊 5
號 1346
卷 1

277

別頁

句下ら点
有略カ



殘櫻記

二行分

句讀ト

明治三六年
十月廿一日
購求

とるき人のよきとく見よよきとひひし芳野の山形かき
宮に何と名小きら足利があらむを避けねしはして
天か日嗣あらしきく三代のまかどの古事りしもひそ
かみあふる紀書どりのに櫻花ちまひひく見えう終ど岩松
木ねまら言とふはのまよ五月蠅をんさやぐる世人は言
の塵にうづりりてきうき木と名の花は色香の霞かくま
小おちりしきかあは紀まきう終まきあゆむをそ終日美と
免たる書しあう終をいうとれひひまき書らむあまふ
心とく免る見るととま終とをさうたのりや道もなきは

殘櫻記

○序一

銀對面

林

伊勢門
號 1346
卷 1

277

高島

別頁

句トらうよ
省略カ

殘櫻記

二行分

句讀ト

明治三六年
十月廿一日
購求

けき人のよきとく見きよきとひひし芳野の山はかき
宮に所々名小きら足利があらむを避けねしはし
夫の日嗣あらしきく三代のとかくの古事りしもの
のうみふたれ書さりのに櫻花ちまひく見えうれど岩
木ぬま言さふはのまよ五月蠅なれさやか世人は言
の塵にうらりてきうき木ど急の花は色香霞かく
小おちくくかみはれまうかきまゆるをそれ日美と
免たる書しあうれといくとれひまき書らむあやふ
心ぞく免る見るそとされとをさうたのくや道もなき海

殘櫻記

〇序一

高島

高島

生ひほむごりたるに山踏みぬきならみあはもかのも
に志をきくはく分海をひく河りつふり江戸のみうまの
御さあらひ大草の公弼ぬしはちはやくは家方たゆひ
起してまそふ南山巡狩録といふ書かききとくのへらま
きも残得たるそくまきき也其をゆらきまの年月をいそ
しそそ多くは書のあるが中らまみ芳野はより野の宮は
古事より残るく見てよくあらひくかむうくふるよ紀
書にしくはあふふ人あふふなるむゆりけるかく
てその中は附録といふり後龜山天皇その芳野は行宮よ
り平安は都は還幸里ましく子紀り北朝と称しつる後小

278
松帝に天つ日嗣譲らるまきまひさゆまをち神寶を授けひつ
まどなる日嗣の皇太子は御事成るく免ゆ祭し御契約小
違はせゆま事ともは多りましく芳野の前は天皇の
王子まきとほめ其方まぬれ武士との世々憤深の
まありはま残る書そへら残る中嘉吉三年といふ
とくまをまあし神墾は御事あまつることひくもゆ
しき禍事は極ふしをゆまきさるためまあもの乱まよ
みまきふる世中なりま終る殊は記する書も委しうらま
らり夜のゆまきし紛らりま終るまやいま考え
らる事まきまむのまきまはあし事もうらま

てらちきききた近きところ或さかゝる人ありきものありき
新神聖の御申へて成りしとほききらりしきこのころ云むませ
まとの物かゆしあかかしこころき今これ附録に引続
る本つ書ふゆきまた見れあを終る他書より成り
むうへそきききららひきかきいあかきききき
る形を猶見れあききき書のおほくの事人くちき考へ得
る事も多うれきききききききききききききききき
きききききききききききききききききききききき
きききききききききききききききききききききき

此書の大日... 附言... 二行... 三行...

別版
省略

279

4 附言 一 二行の...
三行の...

此書もといふおれこの書のどの中より抄出^キ其本文
のまゝよ擧ぐきききき記し始つてききききききききき
入くぬきききききききききききききききききききき
た此彼考へ合せて謬説とあかきききききききききき
ゆるりて成りし事あるをきききききききききききき
きききききききききききききききききききききき
巻ともあきききききききききききききききききき
もあれどきききききききききききききききききき
書ききききききききききききききききききききき

○浅櫻記

〇一

彼と精きと粗きやれたたごのい何ままの文體もさまざり
ぬる波をわら事實はきかきしと法とまき書部がま
れどおおつうら意詞の足らぬとさうくおれく
てまき口はくなる文とあまきおまきおまきおまき
るま推量言波加るざれどさまおるぬまかくて引書の
名をぞ處々に集まて證し注せりされど事のさばふよ
りてらまぐちの其書を引記せりさるるとらま何まかく
多今より後他書より見出た事何らむおれつぎは
或ふの記加るまてむ

別版

殘櫻記上

四行分

赤三行目ニカク

伴信友稿

延元元年十二月廿一日後醍醐天皇武臣足利尊氏が暴逆
を避給ひ神器を奉り吉野の行宮小遷幸坐まし、

一字下

注 南朝と稱し奉り身人部氏家譜に此遷幸の時御途のほ
朝御身人部阿波守信秀が子石見守清鷹まかほせり神器
を擬作しえて假小大御身に隨へざせり眞の三種の神
器を比叡山横川の経藏に深く隠藏め置をまひけり
明る延元二年三月五日資朝卿清鷹より清鷹の妻と女子
とを隨る潜り神器を守護奉り石山越を吉野へ泰向ふ
志のふる清鷹去年比叡山に軍の時左の股に受たる
矢疵の腦發り同十日山中めり率にきあまより資朝
卿の二人の女を隨へり同十三日吉野の行宮に恙なく
泰着き神器を捧奉りまひき此功より清鷹が女を新
内侍とつふよなきれりはと清鷹が男に清光とてり

殘櫻記上

〇一

けるも前より比叡山の軍に武家と随ひたるに父の
 勘當を受けてありけるが父の忠勤に耻し後より吉野の泰
 多母の不義を悪みたるやめて逐ひ返しけるよ
 せしは此身人部といふは御隨身より家号を水口
 と稱ふ其が古き家譜に書記せる趣なり但し日野資朝卿
 元前より元弘二年佐渡國に失ふれり由書ども
 見えたるは此家譜不然記せるたれし實はよ
 り佐渡を遁せ出たりし此時の御供仕奉り多
 小やさらむる御子資光卿なりたるは父の御名を混へし
 謬る語を傳へたるは御秘事ありて世に
 是た書どもも記し傳へざりけることあるは
 多き事なるは身人部の家譜に記し傳へざるもの
 形を多しとあれを今河ら申さむ事ハい
 御事をかしこくも知れぬやを奉るあま
 なが後村上天皇後龜山天皇の三代の
 皇統知食事五十七年當たる元中九
 申年

びく既小足利がはうらむあて京に取立置奉るる北朝
 と稱し御まぢりしは後小松帝と御和睦お
 らむ事を武家御中さるる當時武家將大内
 をして請奏し奉るるは前より後嵯峨天皇の御
 てあま在來しおやく此後大覺寺殿と持明院殿との御流
 かを御世知食るは皇の大覺寺殿と申す後宇多天
 皇の御別号ありて後醍醐天皇
 伏見天皇の御別号ありて北朝の帝を分ち其御流なり
 て後宇多天皇の龜山天皇の皇子に坐し伏見天皇の後深
 草天皇の皇子に坐して後嵯峨天皇の皇孫に坐ま
 したるは此まは皇子を後龜山天皇の御養君として太子
 立進らるるはるか都に還幸ありて北朝

281
 一平下

残櫻記上

〇二

今のみうぎ後小松帝に御讓位の義をもて神器を御讓渡し給
 ともむはされたる先皇は禮成りて尊号を奉らるるし又
 吉野十津川の御領以前サキに知食を乞ふとの御事形
 とも然るに其旨かき御契約のしる御和睦御合體の事
 きき聞召ひ給ひし事あるは是より同年十月廿八
 日後龜山天皇吉野賀名生カナナの行宮を出たて給ひし日
 月二日都へ還幸給ひし事ありしに御和睦御合體の事
 給ひし日洛外に出給ひ嵯峨の大覺寺殿に渡御坐す
 けをかくて同五日御契約給ひし事ありしに御讓位
 の義を以て神器を御讓渡し給ひし事ありしに
注此時大内義弘奉りし御
 典長十人駕典丁卅五人

を率て泰皇神器を迎てありし由有職抄より引くる
 大外記師量記に見えしに神器を授けし事ありしに
 御鎮座の儀を行ひし事ありしに三箇日御神樂を獻ら給ひし由東
 寺王代記即その大覺寺殿成仙居と定めし事ありしに
 より新院と稱し奉給ひし事ありしに既北朝とき
 えけるに建らきたりし明德三年を其始とし行ひ給
 ひし其後中間應永元年甲戌二月廿三日新院に太上天皇の
 尊號を上ら給ひし事ありしに御和睦御合體の御事ありしに
 御本意は阿らざるに南朝は皇威漸衰へさせ給ひ
 ける事ありしに北朝方は武家をばたえさせ給ひしに
 へし請奏するによりし止事得ざるに亂世の事ありしに

282

うのひまむあつら天下此万民のま免り深き敵慮坐す
 し御事形もほろど其はぐめ成りめく推との衆思ひ奉
 是む御事へりひさめと成天照坐を大御神也大御慮よこ
 その御事へり御事へり成あつら吉野の前朝より父
 祖代大義成重し忠心形つる武士等へなる其憤ち成
 の事へりかつら武家の謀計よと事へり御和合の事よ及む事
 りとむとつらひ成り口をさき事小思ふ心の深の事け
 成む其御方さ法の宮へ成申さむ免ほりら成り猶吉野と
 きまに潜り仕奉りて世のありさるをたむ候ひける然る
 り武家へまはり威權と怨小振動て上皇成始奉り南方

此宮へを蔑如ゆすあらせそのあり南朝の王子きち成
 南方宮と申しその宮きちり心よせと仕へ何よりも重き御
 契約よ違ひり上皇此皇子成立太子の御事もめく成り其
 方さ法の武士をむあるあもあ成り成なる原仇敵の事と
 よ怒を益してともさる官たち成り立奉らむと企つ
 る意の止難ありはるほど武家より計らひ奏さる依り應
 永十九年八月廿九日後小松天皇皇子躬仁親王の僅よ十
 二歳小あらちるふり御位を譲らるる成り成り成り成り
 御事形也後龜山天皇吉野より還幸坐す御和合御讓
 位の義とあり明徳三年より十年は當

○殘櫻記上

○四

284
一字下

まゝ應永八年三月降誕まゝ同十八年あまの姫宮の
十一月十一歳おゝ親王よまゝうれ多ききあまの姫宮の
重き御契約以違へまひたる御事形を南方に宮をば
し先武士どもあゝ更小憤事大のちならまゝさるゝゆゑに
同三十一年四月十二日後龜山天皇崩るゆゑに
三十三年その後正長元年申年七月廿日新光天皇崩る坐して位
十六皇子おはまゝまゝに御契約の正と
く後龜山天皇の第二皇子小倉宮御位を継ぎ給ふまゝ終
まゝ此宮に御子も給ふまゝをたのめりてお
ひひたるゆゑ又も武家の計らひも殊さら小持明院
殿の御支流成り給ふ伏見宮貞成親王に第一宮あり

あふ十のちをまゝ取立泰らせ後小松天皇の御養子
と給ひ親王にふせまゝをあらぬを同廿八日たが
又御位に即け奉るゆゑは是後花園天皇の御事形也
宮安の御子尊義王を御位に即けまゝ
む御慮み其御子に牽て伊勢国以下に国司北畠満雅朝
臣と謀りて軍を起し給ひて満雅朝臣討死をうけり
まゝ其御子某王の後を勸修寺に御入室あ
まゝ教尊と申し大僧正に任じまゝなりき
まゝ思ひ此外なる御事どもなる衆を統む南方に宮を其方
まゝの武士の輩望を失ひまゝ深く憤りて
して足利氏輩の武家を以し舊に南朝の官方を取立奉る
後醍醐天皇の敵念をうけ奉らむとあやまらる思ひ

時に至るをぞ待うかひひる家
院御記九月十八日
 永享元年の後崇光
 の條に楠木僧體也門俗名五郎被召捕上洛此間南都忍居室
 町殿御下向為伺申云々筒井高名也為天下珍重也
 四日の條に先日被召捕楠木今夕於六條河原被刺首侍所
 赤松所司代六七百人取圍斬之劫寺魚其體尋常被斬先
 寄硯紙作頌幸哉依小人虛詐成大謀高譽珍重之不來不
 去捕真空万物乾坤皆一同即是甚深無二法秋霜三尺斬西
 風乃の月やまゝ野の原此草のうへ身の露ものあらさき
 ぬる露う那我のあたが秋の世もさる露ものあらさき
 くおのろのさき先しど夢のうち宮の秋の露ものあらさき
 衛門尉光正常泉見物人河原充滿自南都御使立急可斬之
 由被仰其形僧也頌歌等天下美談也楠木首四塚被懸云々
 と記させるなり今按は光正が事件の御記を終きてし書を
 と小見のありけむさる此の去年の正長元年七月七日
 孫などのありけむさる此の去年の正長元年七月七日
 称光天皇崩れの同月廿八日後花園天皇踐祚の同月廿二日
 三年を經て是年の九月十五日將軍宜下り同月廿二日

春日泰諸として首途しる時の事は當まる時に待備
 けて義教公を討むとさる露顯たるなる然る光
 正が頌依小人虚詐成大謀高譽なりひる其黨
 類の隱謀のありけむさる然るかくて嘉
 吉三癸年小孫らひる稱光天皇の崩御ありつる正長元年
 よま十六年楠次郎某記録の字の記しる名を記す
 二郎正元三男二郎左衛門正秀其子二郎左衛門正盛
 大饗西法入道と稱す由らゆあらの中小やひつき小
 も正儀主小子大和の越智某等成ば下免吉野十津川河内
 紀伊國の者共成のまらひる小倉宮の第二の御子尊義王
 又其王れ第一の御子尊秀王と申て終るきる成取立
 せ尊秀王を南方宮と稱し御父尊義王をむ太上天

皇と尊称して

按、尊義王ハ南山巡狩録の附録、椿葉記、櫻雲記を参考して、万壽寺宮空因と申たる御

方の還俗し、御事なり、といひ終たるがごとし、續神

皇正統記、南朝の皇胤、万壽寺の僧といひ、護正院文書、

万壽寺僧金藏主といひ、天地根元歴代圖、南帝ハ一族金

藏主を既り、太上皇帝となせし由に、此宮の御事ハ

後、崇光院御記、此時の事、南方謀叛大將

源尊秀と記し、後、崇光院御記、此時の事、南方謀叛大將

高秀也といひ、舊ハ南朝の皇統、復し奉らむとぞ企て、

義勝朝臣、今年七月二十一日、十歳あり、卒、同日、

義政、其時、七歳、成、八歳、ふて、嗣立、頃、の事、あり、

家、小、七、日、野、一、位、入、道、藤、原、有、光、卿、院、一、品、有、親、と、云、

同意し、京、在、密、示、し、合、さ、り、む、ろ、り、か、く、て、南

方、宮、方、に、軍、兵、三、百、人、は、う、り、密、小、京、へ、あ、り、び、入、り、て、九、月

廿三日の夜半、内裡に、土御門、襲、西門、より、切、入

某將とあり、局町より打入り、火をくわして切廻る

此とき有光卿も相かり、あひたり、あし禁中人、

あかり、き、殿上、に、乱、入、り、思、ふ、は、い、ま、ぞ、あ、ま、い、け

る、其軍兵の中より、長刀を打振りて、至上、

近付奉る者あり、忽目眩をたふさぬ、を、と、と、

あ、倒、ま、け、る、所、へ、親、長、季、實、と、云、ふ、者、を、せ、泰、皇、御、前、に、立

上、の、御、冠、を、脱、ご、を、た、ま、む、女、房、の、姿、は、御、お、き、つ、ら、ら、ひ、

御徒、を、ま、ま、り、び、唐、門、を、の、び、出、さ、せ、給、ふ、親、長、ハ

敵はかき隔られ、季實をとりて御供よは仕奉るる事あり、
時主上御心ゆく御みづから寶劔を錦の袋より取出し、鞘
巻繪の御太刀は布の袋小入のるり持せり、はらへ寶劔の
入るるより、錦の袋もかき鞘巻繪の御太刀は入るる
ことごとと残し置せり、けりて典侍と神璽を執り、
はらへ又その残し置せり、御太刀は取持し、遁ま
出る事あり、寄手見つけ共は奪ひとり、はらへ内侍所を
も奪ひとり奉るる事あり、かき清涼殿
む取奉るる事あり、火成懸よとらはらへ、やがて清涼殿
は火を放ちてぞ退けり、此時ははらへ内裏警固の武士

共、おむく小馳参りて退く寄手を追討し、五十三人あり、
とりぬ内侍所の御辛櫃取らり、取奉るる事あり、出る事あり、東
門の役人、佐々木黒田判官が手は守返り奉るる事あり、
手は比叡山より引上り、中堂はたてあり、居り、膝送り、今
度南方に宮成取立奉る事あり、内裏は推参り、たて、事
の由をぞ申し、さるる事あり、主上を危き事あり、
御供の事あり、密に裏辻中將某の家より立よらるる事あり、
かき廣橋中納言綱光卿の家より徙らるる事あり、はらへ其處より
御志のびの腰輿に御して、近衛前関白忠嗣公の第よりぞ入
居る事あり、はらへ騒動の間あり、人皆の事あり、御

在所を知るものなるをきかくて内侍所へ三條殿右大臣 實量卿
 ありよを奏聞ありきやうく近衛殿の御在所は遷御なし
 奉らるゝあはれよを主上の御在所を人々知れ奉りて此彼
 ようと馳参りてぞ仕奉りたる國母准后皇子さちも別を別
 れ小御道はゆりて伏見殿一條東洞院の東 鳥丸殿 北小路 南は在る御所 万里小
 路の御等小遷坐ましく同廿六日主上伏見殿小遷御あ
 りて仮皇居は定移ひ後宮皇子方も御同殿みど坐ましくけ
 り伏見殿と申す前の上皇の舊院ありたるは至上は御父
 貞成親王は進まざる御所あり此仮皇居はわづらひは
 せし間文安四年此親王は太上天皇の尊号を奉り給へり
 御蓋を後宗光院と稱し奉る御事ありさう此時は土御門
 の内裡炎上たりしうた中間十二年あひ御所を仮皇居と
 定免移ひ康正二年は内裡新造成就し七月廿日還幸まし

まきさうはく南方官方も比叡山に中堂はたて籠りて山
 門の僧徒をかたけひききどもさうらう後ちばさうはくは
 京方は軍兵もせ向むて攻け入り僧徒もあはれふ加たりて
 かさう共り攻る是れ同廿五日つひり中堂を攻落すは
 日野有光卿楠越智等を始りて討是或は自害して尊
 義王もろし形は是路のよけり東寺補任り大將ハ南方高 秀也頭取之と書せるを尊
 義王の御事をよさうれども残黨等尊秀王を守護奉り神璽
 を擁りて大和にさうて落行きぬさう又のた寶劔よまの
 へて奪りたりける御劔をた清水寺に堂中へ遺しけり一
 紙の状を副り大内の三種の神器も候返し申されひべ

くひさうろくせらまひりて罰ありけりいさくひらど書きり
 寺僧心月房あまを見つけ廿七日小武家へ出しけ
 こと登る廿八日の夜管領畠山左衛門督持國をもて奏聞
 して仮皇居遷納免奉る明德の神器御座の例なりや
 て其式をど行りまけり 按は此時御座と稱する御座は
 上より中より寶劍の錦袋と
御座は 御物ならぬ事を知りてあまを奪行りたりむふ欺き
 まよしきりと思ひ終ひ事成惡の遺りなきはそ欺
 是る由成頭らせむ心あらざりてと然書て添たる
 もの形をあつた神器御座の式行りるを御座の御謀ひ
 御事あるを其當時世の疑を晴けりむむの御謀ひ
 ること決しきす皇年代畧記裏書は此時神璽寶劍紛
 失と記して後長祿二年は神璽歸洛の事を記せり然て
 寶劍失ふ事なきこときあえて申しきく是日
 畏し前は寶劍をも紛失と記するハ誤なり

小比叡山あま生虜たる兵ども五十四人 或は五十三人又
 四十餘人
 六條河原より引出し首を斬る又さねは日野有光卿の息
 叅議右大辨資親卿を管領仰て召問をたるに父此企の
 つく知らざる由陳し申さまけまども父子の間のがれが
 くられは遠流せらるる披露ありけるがまも今日
 侍所の沙汰より九條高倉よりあま申しけ
或は八條河原又 六條河原より は 過あり廿三日内裡に御座
 なる夜の事を案する伊勢大神宮の 内外のづきの大宮
 たる 記し傳るがまどもち傳のせきかく記 櫃に御馬を
 出 けるハ内宮ありあるべくきあ申 御座
 て馳廻り汗を流し又鞍あまする所を見え御座は歸る

入る由神官より次第に奏狀不日到来せり神慮を以

て何事とぞ人々云々云々以上太平記同異本後崇光院御記管見記續神皇

正統記天地根元歷代圖護正院文書椿兼記櫻雲記薩戒記

南方紀傳紹運錄倭漢合運皇年代畧記同裏書日野系圖楠

系圖東寺補任東寺王代記諸門跡譜足又南方宮方の

利官位記朝倉氏傳來鞍作書等参考又南方宮方の

者どもに比叡山より大和國へ引退き再吉野の事を以ての者

ぞの相謀りて尊秀王の神璽を奉り天子と稱し或

は南方新皇とて自天大王と稱し泰原を以て吉野北山奥

なる北山庄大河内と云ふ所は御在所を構へ北山宮と稱

し又北山殿とも南方一宮とも稱して仕奉るは尊義王

の第二御子忠義王尊秀王の御弟とて御事しけり彼大

河内北御在所より山中八里むかり隔りたる河野谷と云

ふ山中河野今神野谷村と御在所にて河野宮と稱し又南

方二宮とも申す守護しまゐらせけりかくて是年北宮

方私に年号改りて天靖元年と改む此時南方宮

奉住りて上島氏下島氏の家牒北朝嘉吉三年とあり

○明子文安元甲子年後村上天皇第六皇子上野大字説成親

王の上野宮とも稱し此は護性院宮とも稱し太平記

に比叡山の僧房に此院号見え其院を知らざる

多しや諸門跡譜に五常院と書たるも此宮に御事をな

す字の違たるも音改りたる然も書あるは唐樂

五常樂ともあり常字を清御子と前圓滿院門至大僧正圓

悟或ハ法親王と申ておろけりけり還俗して義有王と名の

○殘櫻記上

〇十一

尊秀王の浪人等をか
 へてあまも吉野の山奥に接きつる。紀伊國牟婁郡北
 山尊秀王の御在所北山と云處に坐す。けふの御旗成
 小接きたる地ときあら。南方紀傳に忠義三の去
 舉て同國八幡城にたてこもる。此由熊野本宮の者どもより京への注進狀八月五日に到
 來す。かゝる事何れもは熊野三山相まりに注進さるべき
 こと多し。新宮那智の者どもよりいへば其事無き成思
 へた。事の實否おほおほつらぬし。もしくは新宮那智に者共た其
 官方にゆゑなり。評議しあへるか
 事實ある由聞えり。武家大り驚き管領畠

山持國入道紀伊の國人等も下知し。八幡城を攻さる。り
 然るに寄手利を失ひ南方勝に乘る由聞えけり。重く
 細川出羽守茂差加る。勵しく攻められ兵ども防ぐお堪
 へず。法ひり其城を棄てス同國湯淺城みぞきて籠る。ひり
 中間一年丙寅同三年九月畠山家の家人遊佐兵庫介
 宇都宮入道禪綱を差遣り。攻められども城方嚴く
 防ぎ戦ひ。鋭く切り出けり。寄手大に擊乱され。宇都宮
 の粉川寺に遁籠る。明子四年丁卯遊佐宇都宮等あさ弥
 兵を聚え力減盡して攻めらる。おど十二月廿二日城竟り
 攻破られ。捕らる。第二郎を始討死せり。次郎が弟ときり。

○残櫻記上

○十一

數多の兵討死し、義有王もあゝあゝしなむを絶望ひよる
 多明る五辰年此正月十日、義有王の御頭ミクシを京へ上送すま
 づ、莊嚴寺此寺高辻堀川と油小路と此間の北頬あまと云るを置奉りて、畠山よ
 り委聞を年始に當りて、御敵の頭到來せむと珍重あり
 して、即日内裡に参賀せ人々少うらむ中、も御太刀等を
 獻りたる人々も有けをかくて、朝敵の頭なれば、公家へ渡
 らるべしとて、其式を以て、同廿七日、畠山某が子某、烏帽子
 直垂着て、侍并騎召具し、おけ寺の門外に立合て、判官は渡
 河判官坂上明世、大石維弘、あまを受取、海を舟をぬけ、はる
 と官方の御事をたれむと、あまをせし朝敵に准らむとて、のら

ざるらし、議定ありて、大路をわ渡されば、あゝして獄門よと
 のきくらをけしけむ

○あゝ去ぬる嘉吉元年六月廿四日、赤松大膳大夫源満
 祐入道性具、將軍足利義教公を弑し、一族家人等を相俱ひ
 る都を逃下り、第伊豫守義雅が播磨國木山城キヤマに入きて、あ
 りりけるを、武家論旨伐奉りて、討手伐り遣りし、八月
 二城を攻落し、あまを前赤松義雅同度五満祐を始りし
 た誅ウチは、あまのゆり満祐が二男、彦次郎教康と、教次則と書
 及逆の後、將軍義教の名字と同じし、父が旨を也受たをけむ
 き伐悪し書うらむるあまを、父が旨を也受たをけむ
 既く城を遁き出く、伊勢國司北畠侍從源教顯朝臣に相か

下

へ到る國司此館へ行向ひくを教頭朝臣への給く南方の
 心よせ奉るうりくるを思ふ處也何りけ受九月下旬教康
 並了若黨二人を斬る其由を京へ注進し又教康が頭を上
 送る閏九月五日京に到着しやうて獄門おど梟らけける
 ○康正元年^別乙亥八月六日尊秀王令書をして御方とあつら
 ひあつらる事あり熊野の邑河郷なる邑河左兵衛尉平盛氏
 が一族等と下されざる令書よひて邑河郷即先皇由緒
 之地也其龍孫鳳輦已幸大河舟之行宮也早泰錦幡下可致
 軍功然者可有恩賞者也天氣之趣如此矣乙亥八月六日邑

河郷惣中忠義花とぞなされけるあも尊義王の令を奉る
しりあつらる此令書今もその邑河の氏人の家と持傳ふとせ
書あり以上康富記南方紀傳嘉吉記赤松物語時房記尊卑分脈赤
松系圖南朝系圖紀伊國牟婁郡邑河村邑河氏今新清所藏
尊秀王令書及建武延元文書等上島下島兩氏家牒諸門跡
譜東寺補任等参考○按忠義王の令書は先皇と書き
するハ前の南朝の天皇たち御事をさし其龍孫云々と
た其皇孫と坐を尊秀王の宮に坐りし由なり
早泰錦幡下云々天氣之趣如此矣といハ前皇の御志を継ぐ
錦の御幡を揚る軍人を招し速に官方を泰るべきを
しる皇儲て給さるる御事なり乙亥の事實を推考するに
康正元年に當りあつた本本文に記さるる嘉吉三
癸亥年南方に私に天靖の年号を成建たすはきりくは
此令書め天靖十三乙亥年と書せ給はまほしくおぼし
たるむがあのまがに南方私の年号を世に聞知る
ぞくもあつたはきりくは事なりはきりくは
ちをしくも干支はきりくはをひけはきりくは
も此御企もやより大義をさるる事なり此宮の

○残櫻記上

○古

もひつ先づる真意のほども此令書め文みも何らたれん
 とあるまよきまよきまよきまよきまよきまよきまよき
 院の藏傳き忠義王の御名署を御願書に立願之事一
 御遷宮之事一御領寄進之事一毎年以御代官可有奉詣事
 一御劔一神馬右所願成就之時可有其成敗者也此七月
 十八日忠義王熊野權現那智御寶殿前とありまよき
 此色河一族の御書成賜ひまよき同年の前月おまよき
 と干支のまよき記しまよきまよきまよきまよきまよき
 るまよきまよきまよきまよきまよきまよきまよき
 たり當時那智のまよきまよきまよきまよきまよき
 りて殊さら小此神は御立願ありていつた御方人の心を
 毛勵まよきまよきまよきまよきまよきまよきまよき
 北山は坐して御企ありける事を熊野本宮の者まよき
 武家へ注進ありけるまよき新官那智のまよきまよき
 のまよきまよきまよきまよきまよきまよきまよき
 合まよきまよきまよきまよきまよきまよきまよき
 書のおまよき色河兵衛尉盛氏相催一族發向紀列可致軍忠
 候也天氣如此委之十二月廿四日左中将花とある文書を
 も持まよきまよきまよきまよきまよきまよきまよき

むのやまおまよきまよきまよきまよきまよきまよき
 人まよきまよきまよきまよきまよきまよきまよき
 又其ほあり建武延元興國の年の文書あり其寫をまよき見
 する色河の一族等はやくより南朝は忠心に仕奉まよき
 し趣まよきまよきまよきまよきまよきまよきまよき
 の宮方ね心を奉まよきまよきまよきまよきまよき
 ○まよき小誅まよき赤松滿祐が一族衆人等が残黨相議まよき
 此まよき南方に宮を討まよきまよきまよきまよき
 返して奉まよきまよきまよきまよきまよきまよき
 豫守義雅が子の性存入道が一子一松丸即法師まよき三
 歳まよきまよきまよきまよきまよきまよきまよき
 賜りらまよきまよきまよきまよきまよきまよきまよき
 見太郎左衛門尉と云まよきまよきまよきまよきまよき
 見太郎左衛門尉と云まよきまよきまよきまよきまよき

くるはるは此事の既了公家武家より内々仰下されける
 旨の何れも家々命ぎに捨むるときを宮々を討つら
 せむ神璽を御恙なく取返し奉らむ事のねあつうねを
 きを其心ありとて辞し申たまひし如く今度さらまひの
 ひき謀字定免からし所願の旨を述べ御許し成蒙らむ
 としてかくい云合をききぬけをのくて石見太郎左衛門
 尉便を求め三條内大臣藤原實量公の御内人よりあつて出
 あらむせ成みえと仕へくるお奉公の何れど時を伺む所
 願の趣よましく愁訴申々終に内府然るごとくおぼしめてま
 づ密奏を経て後武家よ將軍足利義成卿後示合とらる

武家よりも又内奏の旨ありける成りぬ聞食入をきき候
 ひく此度赤松が一族神璽の御事おつて殊さらり忠節
 成盡し其功を遂るに於ていれれが一族並に家人等不至
 まて嘉吉の罪惡を免させ給ひ其くく赤松が家再興
 あり富樫次郎成春が關所加賀國河北石河兩郡に備前
 國新田庄出雲國宇賀庄伊勢國高宮保等とも恩賞あり
 賜ふをききし内々論旨を下されり武家よまも又内書
 と云ものを添て賜ひくを赤松が黨類大に歡びたま
 志成たげし謀を定免し康正二丙子年十二月廿日一揆
 の着到を記し大和路をさしうちたけを其人に

○殘櫻記上

○去

は赤松が一族間島彦太郎成始と上月左近將監満吉
中村彈正忠貞友同次郎同五郎同安禪房衣笠某丹生屋帶
乃左衛門尉弟同四郎左衛門尉浦上右京亮小河兵庫助同
七郎石地兵庫助同四郎河高治部少輔同又三郎河勾五郎
村上源三郎垂井次郎右衛門尉木梨三郎阿閉弥太郎同太
郎次郎魚住主計助同彦四郎小寺藤兵衛入道性説鳥居千
代松丸が代上野小次郎並り間島が被官平瀬彦左衛門尉
同小太郎中村太郎四郎中村彈正忠が被官小谷與次等が
り此よりおら心成合をまづ大和の宇智郡に入る密よ吉
野の御所りさぬとぞ窺ひたる其中小小寺性説の同國越

296
智れ雜掌と定免て行向おけりて其外は依藤弥三郎ハ
播磨の三草山に出張し堀兵庫助明石修理亮二人は京の
雜掌として残り留るにりかくて便宜を窺うる中村
宗道兵庫助此二人必上は記する一揆着到の人の心變
りけるにりて便を失る事ありて日數経るほどに小
谷與次姿次くへし忠阿弥と名のりてかくして大河内
河野谷兩宮の御在所へ参りて間島彦太郎が事をさ紀小
將軍義教公を弑しける罪よとらりて誅せりし赤松満祐
が弟左馬助教祐が子形をとり偽り其母の赤松が一族に臣
どもの武家のねをえらりしかりざる輩の附隨たること

御許容方のりくるるの別心なきよしきぬぐり欺きおし
らへて數度懇に請ひ申々然を拂はれりやよき武家の悪
しき深き赤松が方ぞぬの者どもなれを實に奉公を望免
るも其あやまをとりと漸御許容の御けしき賜をまら
りさうまども大勢一同に参りて猶御隔心あらむ事を憚
りて間島彦太郎上月左近將監中村彈正忠同次郎上野小
次郎平瀬彦左衛門尉同小太郎小谷與次等引分まると兩宮
の御在所の伺候し其餘の者どもは山中所々に打散出の
び居てなほも時次ぞ待らぬひくるうけて明る長祿元

丁丑年十二月山中雪深ありて宮方れあまりやうか
うひく夜懸にせむと云ひ合き同二日の夜一揆の者ど
も二手に分ちて密に兩宮の御在所へ打向ふまづ一手は
大河内の御在所へ子の刻をのりり行着て密に御殿に忍
び入る丹生屋兄弟して尊秀王弑害し奉り中村彈正忠御
頭を賜りぬ或は中村太郎やぶく神璽を取奉りて引退く
るころに此宮の伺候人を始め吉野十八郷の者ども起立
る追懸けを寄手雪よあづきて引くぬくるに伯母谷と云
ふ處に追はれぬ丹生屋兄弟中村彈正忠同太郎四郎等を
討つるに此時宮の伺候人井口太郎左衛門と云ふ者心た

やく計らひて再神璽を奪て返し奉るぬ尊秀王の御頭を
ハ雪に埋て隠したるけり血に染みたるかき河
成見つゝもあまもほく取返してきりほく河野谷へ向ひ
きる一手も同く夜半はのそに御在所に忍入り間島彦
太郎忠義王成捕へ奉る上月左近將監御頭字賜えり引
退く此時その宮方れ者ども出合て寄手八人討とせぬ上
月へ遁げ退きく宮方少は伺候人宇野大和守高野山
智莊嚴院の弟子僧定順まゝ次郎太郎と云ふ者合せ四
人討死せり以上上月記赤松記應仁別記南方紀傳等参考
王の御事を同じ度めあやかし今吉野山中山中高原村高峯
記しきるとあやまりなり

山福源寺は古碑二ありつよひ一宮自天親王一つは二

宮忠義大禪定門と誌したるが在とぞ両宮の御墓所とぞ

一字下

注あふ二碑の事を大日本史よと有一古牌記曰一
宮云々二宮云々と記されり○巡將録附録吉
野の事書たるもの今吉野は七保九箇村と云ふ處あり
其は東川村西河村大瀧村寺尾村入谷村迫村高原村人知
村白屋村を云ふり此村は寶物とし守護するものあり
吹返り御免赤銅金の筋あり金の鉄形金の龍頭正平草の
南帝王二宮忠義禪定法皇と誌せり又長祿元年御事あり
し時宮の御頭並に御鎧を取返したるも子孫あり
筋目の者と云ふり毎年二月五日祭禮あり九箇村あり
るつゝあはれを行ふ筋目の者其行事をつとむる例なり又
六保九箇村ありあり中興村和田村神野谷村柏木村上多
古村上谷村大迫村伯母谷村今波村とあり此村は宮の
御鎧御太刀御長刀の類寶物なり傳藏ありあまも
毎年二月五日祭禮あり其式七保と同じ又四保五箇村と
云ふと井戸村武木村碓村下多古村白渡村あり此村は

○殘櫻記上

○九

298

しつゝ宮の御鏡の両袖を寶物とす。祭日祭式等々。右
よ云々。村々。と相同ト。其村々。山中。宮の御自害
の舊蹟。彼此。在。見。えたる。由記。あり。按。う
その筋目の者と云々。井口太郎左衛門が齎。あり。は
さ。件。此。三。村。の。山里。人。今。此。世。も。彼。宮。を。さ。は。る
り。尊。び。慕。ひ。奉。ま。る。真。心。の。厚。事。の。あり。ある。

○其後南方官方の者ども猶も思ひよりる事なく。楠正理

等尊義王の第三御子尊雅王を取立奉り神璽を上り

潜り大和北十津川にわたりませ。明子長祿二寅年六月

ま。吉野の山奥に御在所を構へて遷し坐せまらる。

り。按。事。企。て。尊。義。王。又。その。第一。の。御。子。の。尊。秀。
王。と。稱。さ。る。御。名。の。尊。字。の。御。祖。後。醍。醐。天。皇。に。御。名。尊。治。
と。稱。さ。る。御。名。の。尊。字。を。傳。へ。御。父。尊。義。王。に。義。字。を。襲。き

用ひみむむむを第三の御子と稱し尊雅とす。後其御志を継ぐ
神璽を繼ぐ。尊字を傳へ。御父尊義王に義字を襲き

越智の雜掌として大和の國內に在る。國人越智某小

河中勢少輔と議して間島衣笠等と共に其宮に御在所を

襲ひし。其處を遁せり。十津川に遷りて小

寺等追續たり。八月廿七日の夜はひよ

其處をうち破ら。尊雅王痛手を負ひ。吉野の北山なる

高野上の高福寺に遁き坐す。御創の惱重として遂

に其處めて薨り。高福院と謚たす。御事なく坐す

此寺の。又神璽も。御事なく坐す

しける哉。此時小寺藤兵衛入道性説等が手に守返し奉る。尊雅王の薨り、記せる趣混雜し、事神璽を守返し奉る時、諸朝紹運圖等を相證し、参考上月記楠氏系圖、南方紀傳南記、何の宮と云ふ事を記さば、南方紀傳も尊秀王と混る。記さる趣、實は符をり、その楠氏系圖、又南朝紹運此時南帝後醍醐帝四代孫也、赤松某及取神璽之後、十津川皇居破而崩於北山、高野上、高福寺と記さる、此時の事を云、るる、三宮尊雅王の御事として、事實明證なり、然るに後醍醐帝四代孫也、云々、と云ふは、頃の謬傳なる世數合ひ、のまゝ楠氏の子孫、此系譜記さる、頃の謬傳なるを、其譜より、始り、尊雅王、尊秀王、尊雅王の三代、は後村上天皇より、數始り、尊雅王、尊秀王、尊雅王の三代、は世系より、祖と云ふ人の名、茂攀り、其人の子、り、世數をうごへ、若干世孫も、書る例、比下り、後醍醐天皇を御祖とし、御世數と、後村上天皇より、計る、り、と云ふ、又後龜山天皇ハ北朝と御合體、り、吉野を出り、還幸し、り、る

よきり、南方宮の世數、汝避て計へ、る心、あら、び、又南方紀傳、尊雅王の御事を、後醍醐帝より、五代、に、び、り、と云ふ、は、後醍醐天皇より、始奉る、南朝、三代、御代、尊雅王を、加へ、及尊秀王、尊雅王御兄弟を、を、連、り、一代の、ご、り、申、り、此王、た、ちの、世數、を、い、ひ、よ、の、つ、筋、あら、ぬ、の、事、な、れ、ば、を、い、ひ、や、る、心、を、ら、び、考、た、る、形、を、あ、ら、る、大、日、本、史、の、件、の、楠氏系圖を、引、き、一、宮、自、天、王、と、申、さ、る、は、尊、雅、王、の、御、事、な、ら、む、記、さ、れ、る、は、校、者、の、訂、し、た、る、に、あ、る、は、又、彼系譜の、文、を、按、ず、り、正、理、も、尊、雅、王、小、仕、奉、る、事、者、の、崩、た、り、皇、儲、を、書、し、又、赤、松、某、及、云、々、と、書、し、た、る、其、氏、人、の、筆、跡、を、み、、猶、た、申、さ、る、志、の、小、意、を、あ、ら、は、せ、る、事、な、ら、む、、等、供奉、り、醍醐三寶院の天神堂に置奉る、同、卅、日、都、に、参上、里、此、由、三、條、内、府、ま、に、武、家、へ、も、申、さ、る、終、に、也、あ、て、奏、聞、あ、り、天、皇、歡、感、め、給、、坐、し、給、、即、日、神、璽、内、裡、に、此、を、キ、内、裡、土、御、門、

〇後醍醐記上

〇年

と在り上と注るるのどや、嘉吉三年炎上此後より新造ありき、歸入らせき、あひぬ明德、神器御帰座の例小准へあひく、神璽御帰座の儀式となむ、
む、
遂行ハ、
河、
の事、

後花園院天皇の大御世

足利義政公執政の時

の事、

此後もなほ南方に残黨事を謀り、寛正元年二月大地震、國々兵革多、旱魃大風洪水、五穀不熟、大飢饉、人民六畜多餓死、時將軍義政任、吾采糶、不知人民之餓死、恥自重職、不知天下之飢饉、朝暮管造殿、嚴宮裁花、植草南殿、作山水、自所集磐石、徒費國民力量、帝聞此事、以一首詩諫、義政云、殘民采採首陽薇、處々閔廬鎖、竹扉詩興吟、酸春二月滿城紅、緑為孰肥、義政頂戴此御句、即止、普請て、二月、帝之後花園院天皇の御事なり、
り、
戴、
費、
軍、
其、
此、
古、
日、

於高野、仍為寺務、被傳達、寺家自當寺、可付高野山之由、一昨日被申送云、御書云、義就事可誅、罰之由、被成下、綸旨之條、
變々、
少々、
形之、
判金、
書、
屬左、
者、
剛峯、
年、
熊野、
神璽、
一、
賜、
罪科、
新田、
御教、
る、

○殘櫻記上

○庄

と功くろるほど山名左衛門督源持豊入道宗全赤松が家
 二奮き遺恨有りて其家の再興する事を悪みうを
 世さんと思ふ下心出来りきり故に政則が家入小此度の
 擧をも専と謀る方々憑ちをう石見太郎左衛門尉をひそ
 めに辻切死やうに殺してけり又細川右京大夫源勝元を
 も恨むる事の何れも勝元政則と親しめりて山名並
 せくあはれ悪多るより事起る互に隙出来りはひ山名
 方細川方々武士ども二方立分きてひそめる應仁の
 大乱となりて年経るほど持豊勝元相續り病死し於る
 うら世もや静まりたり政則領地の乱を鎮めて知行
 きむとさるる猶治むるにあさるはひもあく明
 應五年四月十五日政則病死し其家漸に衰微けり以上
 上月記天地根元歴代圖皇年代畧記真書赤松記嘉吉記續
 神皇正統記應仁別記南方紀傳南朝紹運圖康富記齋藤親
 基記赤松系圖楠氏系圖足利家官位記東寺廿一口方引付
 帳寛正製天神神祇王代記福源寺古碑銘南山巡狩録附録
 等参 抑嘉吉三年の禍事と九月廿四日神璽禁裡を出させ
 孫ひくよ里長祿二年八月廿九日あて十六年の年月戌經

今かく御帰座坐あゝ三種の神寶免でさく相備り終
 るおりのかくても猶世の乱に治らざるしこの朝廷も
 再あたる御事なりて年経るほど天照坐大御神の御慮
 形多し東照神御祖命出給ひ初より御志を定て天皇
 のまも畏み給ひ神々も御祈あまてさ殊勿る御勲
 功坐あゝ天下太平け安國と治り行天津日嗣も神
 寶も堅石は常石不動形鎮座坐まはれももより然ある
 べき理あがらひも尊き御事なりと言ひむ毛はら形る
 御事いぞ有きるさく立ちをりて熟し思ひますはそ
 の南朝の皇威の漸に衰へさせたまひはくも猶三代

〇残櫻記上

〇三

うけく正しき天津日嗣知し名し都近き吉野^の山に^{カミヤ}行宮
よたり坐しきももさまた御軍人を出入り遊どし都を
さうかぐりせきまひきる^{北朝}あつふさる^大ある
世のまづらひなり^{武家}よりあまの軍人をさし
ゆけ^さも奉らむあ^の難かるま^づけゆべき^いき
あひ^{なり}ける^も然し^もえ^せつむ^は御和睦御讓位と申
さ御事^小御中^ニも^仕奉る^事あ^らん然^らま^のあ^のい^きく^大義^をを
むき^くあ^るあ^のそ^ら於^て我^らく^て憚^り奉^る意^も有
は^らえ^どむ^ねと^は神器^は御^所也^まあ^らむ^をと^くを^深く
畏^る奉^るふ^の故^ふと^はあ^らむ^のなる^べく^まの^くて^{その}

御讓位の後あ^らむ記^をる^ごく^く南方^に宮^がく^軍を^起し
内裏^に乱^入る^畏く^も天皇^を驚^奉る^はく^神璽^を犯^し奪^る
奉^るの^はゆ^くと^ふ上^もあ^らむ^御大事^{なる}の^うへ^り其^罪悪
い^と重^くゆ^え速^く官^軍を^差ゆ^く神^璽を^守返^し奉^る宮
宮^をも^捕ま^らせ^其方^さは^の武^士も^成を^あら^む
く^誅は^らむ^き事^{なる}の^し殊^は彼^宮方^のい^や微^{ある}御^勢
なる^も然^らむ^たや^まう^ゆべき^もは^あら^む成^{十年}より^多く^あら^む
る^ゆが^然て^あら^むも^むて^まら^神璽^は御^所也^はあ^らむ
事^成畏^るか^まあ^らむ^時を^はち^うわ^らひ^る有^経し^{もの}
なり^まら^むい^くど^ゆて^あら^む御^所と^形を^あら^む成

乱世の極々の事、御神足利がともむられ心みも神寶をぞ
神寶として志のまがふ其尊交御事成らばまはてざりは
るた。いづも畏くいと尊死皇國がらよむありけるさ
ても終のまが君と弒せる赤松のともむららば其罪阿が
かたむとも命よかきいさむらむらむら守返して奉
まらふ事りも凶事吉事行らむ。幽理の行いさきるも
あつていひもあけむか多はくも畏交天照坐皇大御
神の大御護の著明く。いさむらも尊き御事かうせむ
まらむらさ今此書み記せる嘉吉三年より、あつては御禍
事々南方の宮ぶらの御子の継く又その方ぎぬれもの

ぬどもこのうらみ子の末孫までも猶そのあみの御事でも
能憤ろくしてあつての年経る後の世までもあつては
とある事形く志をいさむら命をささむらいさむらさば
まらふまひたりつるも既よ御和睦御讓位の後ありてい
いさむら大義よそむきたる所為ある事論ふまでもあり
ぬ事形がら其真心にあらざせるはむきの深のまら
るはいづもあつたつてふらあつて
義弘討死残兵降参の事を記せる處よ、楠木二百餘騎今ま
むら眼前の御敵まら今更降参申さむこと無益なりと
大和路よのまら行方不知落失ぬとあり又應仁別記よ
應仁二年六月廿九日世傳、將領の敵與力楠原城落也と
えり右楠氏二人とも名いさむら考へて此二
人を保足利に敵對せふことありさむら

一案

浅妻記上

のま

應永記よ應永六年大内

芳野山花のあまのつとむるはのこを好ほさるゝぬ人のあまのつとむる

三皇子 南方宮畧系 一行のキ

●●● 後醍醐天皇 御名尊治

●●● 後村上天皇 御名義良

●●● 後龜山天皇 御名煥成

●●● 第六皇子 說成親王 上野大守 称上野宮 後出家護性院宮

義有王 出家圓満院門主大僧正圓悟或称圓胤法親王後還俗 文安四年十二月廿二日於紀伊國湯浅城戦薨

教導 勸修寺大僧正

●●● 第三皇子 小倉宮 尊義王 出家万壽寺宮因後還俗南方称称太上天皇 嘉吉三年九月廿五日於延曆寺中堂戦薨

●●● 尊秀王 犯權神璽称北上宮或称南方新皇或南方一宮或自天大王 長祿元年十二月三日於大河内御所為赤松黨被切害薨

●●● 忠義王 称河野宮或南方二宮 長祿元年十二月三日於河野谷御所為赤松黨被切害薨

●●● 尊雅王 犯權神璽吉野山中為御所 長祿二年八月廿八日於高野上高福寺依兵創薨

文政四年三月廿九日 伴信友謹稿

○殘櫻記上

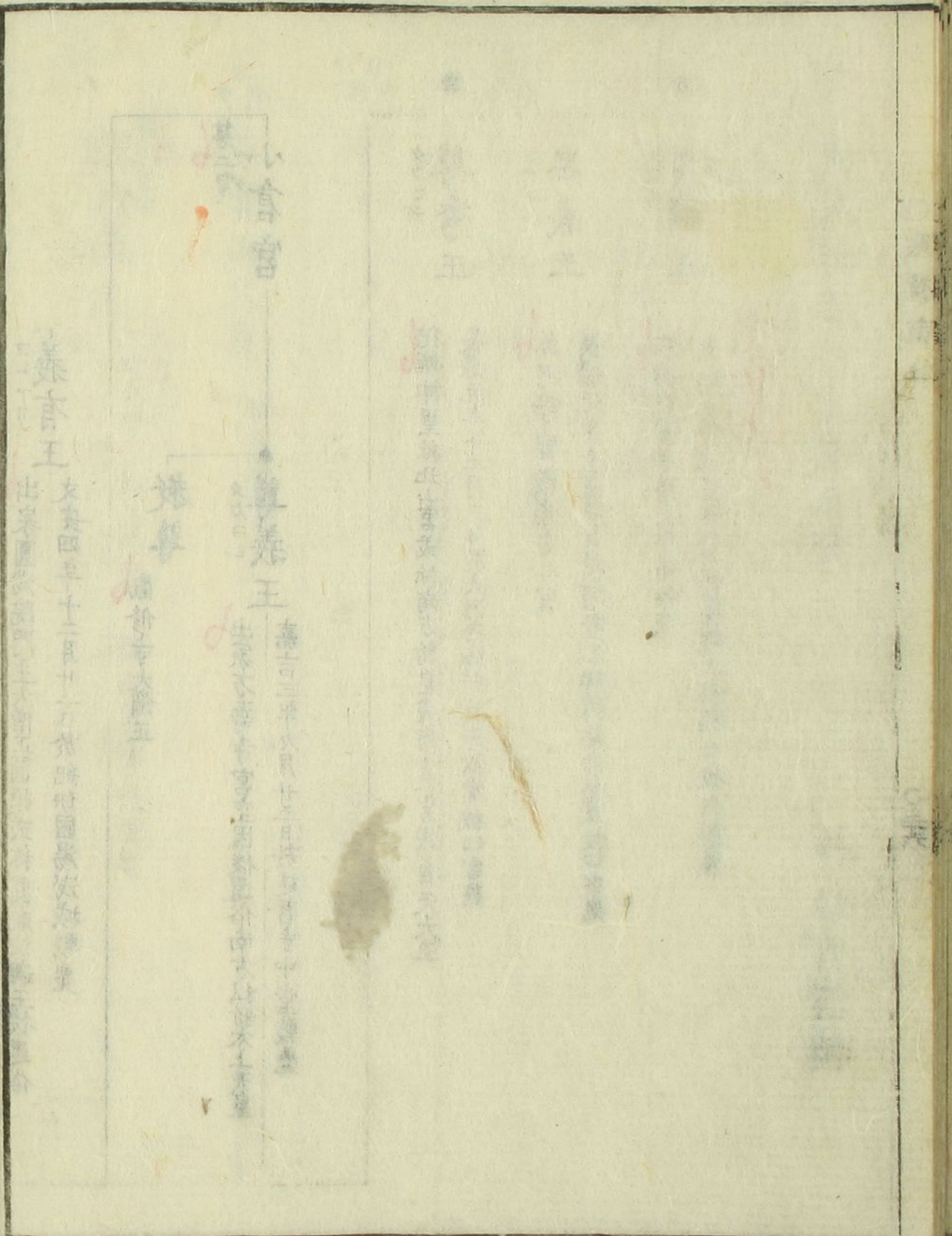
○美

306 (七)

殘櫻記

下

抄了



三

門 行
號 1346
卷 2

宮崎
藏書

以下
一
〇

殘櫻記

附論

四行分

伴信友稿

明治二十九年
十月廿一日
購

或人此下書を見^キ因^テ論^ヲ々々^ニ壽永の乱^ノ木曾義
仲等平家伐討^セして都^ヲ攻入^ル時平宗盛公^トは
一^ノ族^ヲあ^ハく都^ヲ落^トつ^テ安徳天皇^ヲ神器^ト
も^ト擁^リ奉^リて西國^ニか^ケて行幸^ス奉^リ
々^々後白河院法皇^ニ御^ヲの^らひ^テ後鳥
羽院^ニ御位^ヲ即^シけ^テ御^ヲの^らひ^テ此^ノ時^ニ天
下^ニ小^ノ天皇^ニ御^ヲの^らひ^テ其^ノ世^ニ生^レ遭^フ

殘櫻記下

〇一

たらしまののむいづは我眞の天皇とあふぎて仕奉るべ
きとと論ひむり既よ栗山愿と云へる人此保建大記よ
くを論むる至以船擁三器爲我真主則要質鬼神而無
疑百世以俟其人而不惑といふるど大義ふてうあふ
き然るにその序のたる三宅緝明の論よ以神器之在否
ト人臣之向背者議竟不合といふるは漢風よのとなら
ぬる例の儒者見形りとおぼ申るをいふのと云ふり於
の終對へていふ緝明ぬの序文はその論辨を詳よ
述らるはむいづのゆる見ふの知るづはけむをまばらうか
たぬ愿の此時は遭たらむにた安徳天皇を真主と爲る

しと云ふるは素とを然事あり論らふまがもあらぬ
事形がら其論らるるやうかふもろくも三種の神器
を擁するはれも我も真主と爲べ義形ありとまが一
道よ決免するは神道の真理の趣を心得ず世の凶事
も相交りてあむる其凶事此行をねも在ぬべき幽
き縁由を窺ひ悟る事のいふまがきざ故り然を論む決
めたるもの形を但し彼時は當りては安徳天皇素より
天皇よ坐しよを論ふまがもあらぬ擁を奉るする平
家憎しむ併きく天皇よ射向ひ奉るべきもあらぬ假
令此時義仲等皇胤の御子我取立ぬあらせ神器を犯し

308

奪^上上^皇天皇と申て仰ぎたりとも安徳天皇御讓位
 此御事なくと世に御坐さむほどに天皇と仰ふぎ奉ら
 でやいあるべ^然然^是も此天皇ゆゑに西海み
 御事在しのみ後鳥羽天皇更^に神器を受傳へ皇統を嗣
 て天下知食と大御世と形なる上ありあれたる皇大
 御祖神たち此幽慮なる^立立^のの^爲りて仕奉る^義義な
 皇漢國^をどめ^る國王^に成^りてその國を奪取^するさら
 王と仰れるものな仕ふとたあ^らゆ^しし^き其義
 別なるを^也壽永二年七月廿五日安徳天皇都を出させ
 別^の御位^に即奉らむと^す神器の在否
 につきて尋下されたる時八月十五日勘解由長官兼式

一
字下

部大輔藤原俊經朝臣の勘文に神璽鏡劍者天照大神賜
 皇孫天忍穗耳尊永為天皇璽以太子天津彦火瓊杵尊為
 葦原中國之主以來皇位相傳天下統一統夫天之所授人不
 可奪之云云而事不圖今縱散失神若為神其實蓋歸云
 今聖主為國禱天神玄應無疑と云る然るに天皇神器
 を傳りたるを^もる古實の論に當り^て今聖主^の以下
 論之時世に^詭詭^を私説^め大義^を合^つて^志志^{あり}り
 此勘文の議の^も神器御座ありける御事^の申さ
 るも^もら^る後鳥羽天皇此御位^をら^は定まり^て天下
 知食を御事とあり^りぬる^にあ^らぬ^し其當時^の甚
 刺き禍事^もあ^らぬ^にえ^堪堪^めたり^し其^の御事^は
 大御祖神たち^のあ^らぬ^にあ^らぬ^にあ^らぬ^にあ^らぬ^にあ^らぬ^に
 然^るに^も議^を申^さる^べ道^をあ^らる^に然^るに^もひ^つひ^つ勘文
 の議の^も正^しなり^ぬる^に其^の神慮^は偶^中中^{なる}
 其^の議の^も正^しなり^ぬる^に其^の神慮^は偶^中中^{なる}
 熟^く辨^るる^に奉^るる^に事^はあ^らぬ^に見^ゆる^に
 の勘文に^色兼^字類抄^に載^たる^に他書^も載^たる^に
 引出^{たる}形^をも^あら^ぬ也^と○壽永二年七月廿五日

○残櫻記下

○三

玉海、安德天皇平氏の為小都を出させあへる事を記し、翌る廿六日の下に、兼法皇御所、依召、兼御前、余奉問、條く之不審、一者神聖紛天之事、又ある下の分書、小治、兼四年之頃被盜取之由有、其聞、聖不失、言不存、と注さるゝあるは、法皇の御答なり、其は神聖の在り、子由を以て、まひかぬ、願ふ虚言、あつて、形り、玉海のこれ下條、小新帝、成立、まゆ、ま、三種の神器を受、つ、ま、つ、踐、祚、此議、をも記さるゝ、又文治元年、神聖内侍、所入、浴し、つ、つ、い、宝、劔、の海、沈、ち、つ、る由の事を記さるゝ、この事、正しき古書、をも、み、見、あ、つ、て、今、さ、ら、ら、い、申、さ、る、ま、よ、も、あ、ら、さ、き、ど、り、一、件、の、玉、海、の、法、皇、の、御、言、み、ま、よ、も、見、く、ひ、ぬ、め、り、お、り、ふ、入、の、所、ら、む、事、の、忌、々、し、き、ふ、く、と、り、り、て、書、添、な、ほ、ひ、ま、と、元、弘、の、乱、に、北、條、が、計、よ、あ、り、く、か、し、へ、り、く、も、後、醍、醐、天、皇、を、隠、岐、小、移、し、奉、里、都、み、く、光、嚴、帝、成、立、ま、あ、ら、せ、け、る、小、河、を、せ、て、あ、ら、ら、く、神、器、字、も、得、さ、り、あ、ひ、つ、か、り、天、皇、御、軍、を、興、し、北、條、を、誅、し、り、給、光、嚴

帝を廢し、神器成取還し、もとのごとく内裡小還幸入らせき、侍ひ、あ、ま、り、然、る、を、その都外に坐し、て神器を、持、つ、せ、あ、ら、さ、ら、む、は、る、間、に、天、皇、は、非、ど、と、ま、る、義、也、の、あ、る、べ、成、さ、ら、後、は、同、天、皇、足、利、が、暴、逆、を、避、く、神、器、字、奉、持、り、吉、野、の、行、宮、に、出、坐、し、す、其、太、子、が、繼、く、行、宮、に、坐、て、天、津、日、嗣、知、食、々、然、を、其、と、天、皇、と、仰、ぎ、奉、里、仕、奉、ら、む、事、は、も、ま、よ、り、論、ふ、ま、ま、も、あ、ら、ぬ、を、明、徳、は、南、北、御、和、睦、あ、ら、せ、て、御、讓、位、の、義、を、も、り、神、器、を、後、小、松、帝、に、御、授、け、あ、り、後、は、偏、み、後、小、松、帝、成、天、皇、と、仰、ぎ、奉、里、べ、き、大、義、小、河、あ、ら、は、さ、ら、の、く、ひ、ま、ま、も、あ、ら、ら、ぬ、但、し、其、後、嘉、吉、み

○浅櫻記下

○四

南方の宮がうづけ人ども起るも神璽成犯し奪り奉る十
 年あま吉野の山中ヤマナカに於てまゝ事あま論者も
 し此時は遭ひしうら海しりばゆのふせむとのなる神寶
 三種の中あもあまに神璽の高天原あま天照大御神
 の大御うづうら皇孫尊ミコノノミに授たまふ天津璽の舊は真
 の神寶あま御代御代の天皇の大御許をち形ち形にぬ
 御護なるまゝ然る禍事のあましどかしうたゞも其の
 禍事の極あままのほどの事ふてそのあま
 是原より天津日嗣に御事天照大御神の御事依ココトヨりの
 海ミへ三種の神寶と堅石カキイシと常石トコトシと天地と共に動

く鎮坐まぶき理のほやく神世も定まり治まる御事形
 きを法ひめえ天皇此大御許に歸り入らせまひよき
 此後漸くよ世中静まるとつひよ古にもま終る海を免
 るべき大御世も立のへりくる趣は残櫻記あも云へる
 のあまマコト大事へ殊は熟く神代の根本モトに
 眞實の道理マコトワリもまづきまむあしの事蹟コトワリをも誓カガへ合せ
 辨へさくるぞはこゝれ道の學あるされど今かくうち
 づづつる論ひいひえまもゆくしくかあしくも畏
 きしどなる梨のし

○かく書し置る後近頃或人の説に建禮門院右京大夫

集^レ壇浦^ノ少^ク安徳天皇^ハ御事^ハありけり^ハ御所^ニあり^テぬ
茂^ク記^ス文^ノ小^ノ門院^ニ入^リ水^ノ御^ヲみ^テる^ハ茂^ク渡^リ邊^ノ黨^ニ源^ノ五^ノ右^ノ
馬^ノ丞^ノ熊^ノ手^ノを^もつ^クあ^ハゆ^ハと^モ里^ニ奉^ル按^察ノ^局同^トト^ク
存^命を^但一^ノ先^帝つ^ひり^浮御^セ一^ノ免^レと^モ今^上是^ハ御^存
命^トう^ん一^ノと^志あ^ハせ^りあ^の今^上御^存命^トと^モ安^徳
天皇^ノ御^事を^申せ^る所^リそ^のの^み建^禮門^院ノ^女房^ノ
み^くあ^まり^ける^ハ右^京大^夫が^らら^ら書^ある^セる^集集^録
ら^をみ^るば^あれ^ば真^實ノ^御あ^まり^さぬ^かり^らる^茂
表^スも^海入^る崩^ませ^るさ^ぬり^はの^らひ^く源^氏を^表
欺^キ天皇^をを^邊陞^ス潜^幸を^うせ^奉流^る所^ニあり^らる^ハ

312

今阿波國祖谷^{イハヤ}と^いふ^山中^ニ也^{此地名の伊夜といふ}
安徳天皇^ノ潜^幸は^し一^ノく^る舊^蹟文^治二^年正^月朔^日
日^ニ崩^ませ^る由^語傳^る栗^枝渡^とい^ふ所^ニ御^陵あ^り
且^ニ歸^空梁^天大^禪定^門と^法号^し奉^る後^ニ其^處ニ^祠宇^を
建^る祭^ヲ奉^り八^幡宮^と稱^を海^と別^れた^らつ^へと^云ふ^也
所^ニ天皇^ハ御^劍茂^祭も^る社^もあり^錚大^明神^と稱^を
さ^らそ^の天皇^ハ仕^奉る^所ハ^門脇^{宰相}平^國盛^卿
尊^卑分^脈を^案する^門殿^中納^言教^盛卿^ノ二^男あり^官
官^位見^えり^又宰相^ノ任^にあり^事公^卿補^任に^も見^え
此^傳説^ハあ^らむ^行在^半勢^百人^ノを^率
來^流す^所ハ^傳て^國盛^卿あり^その^黨ノ^子孫^八家

○茂櫻記下

〇六

ありて其古事ども成海ささ語を傳へたる由くハ
 一記を紀行の書あり又豊前國小倉領カクミ隱蓑村と
 以ふ山里に安德庵といふ寺あり其跡も同天皇潛幸
 の御カクレガ隱所あり又陵又侍臣其墓あり又長門國トユラ豊浦
 郡下モノセキ関小皇陵山阿弥陀寺といふ所あり同天皇の御
 影堂もあり辰儀八歳に御木像あり左右に平氏は
 公卿たち其画像を掲ぎ並べたり天皇潛此地は遁を
 幸しく崩多ありと云傳ふあり又近き頃撰津國能瀬の
 山中にも同帝の潛幸しる所あり其跡も同天皇の御
 奉り官人其御事記置る文を持傳たるものありと

其寫成もさきり其跡をたのむを天皇世を憚る給ひ
 て所々潛幸の地成替へるをさるるは誤り傳へ
 たるあり其跡も海中に入る崩海せるふを
 らざる事明なりといふるはさるるはさるるはさるるは
 るがうへるさるる三種の神器の御由へさるるおの
 づから疑のいづくをかくるもいづくに凶説ヌカゴトな
 りい今其説のむがさるる由を論ひ定むべきに
 その右京大夫集れ詞を上のいをもてやと云々の歌は次
 小ひき低てあがまかむ小ひきく壽永三年二月云
 と吾妻鏡の本文を假字に書かして注をりてさるる因と

て又同トまに同書の門院ヨリシモ以下此本文字注せしむ
もとり集の詞にのりて其を普通の印本よりあま
ど寫本も又群書類從に収め訂本も在らず後入
吾妻鏡の文を抄出テ書入たるが集本本文乃詞小纏入
るものなり形むハ此右京大夫の天皇都を出
まくる時より都小止ありて在り趣集中小見え明
ぬるものなりを由る吾妻鏡の本文元暦二年
三月廿四日の條に於長門國赤間關壇浦海上源平相違
各隔三町云々及午刻平氏終敗傾二位禪尼持寶劍按察
局奉抱先帝春秋八歳共以没海底建禮門院入水御之處渡邊

賞源五馬名以熊手奉取之按察局同存命但先帝終不令
浮御若宮命上者御存命云云とある文の門院入水御之
處といふなりて戸を集書入るものなり但し
其中今上是の御存命と云々を書ふは本文は若
宮今上者とある若宮の二字を脱し分注改本文とす
兄を是と誤るるものあり此の條も前より此集の印
本にこの詞のこゝあり
西海飛脚泰申平氏討滅之由延尉進一卷記中原信
是去
月廿四日於長門國赤間關海上中先帝没海底御若宮
并建禮門院無為奉取之中内侍所神璽御座寶劍紛失愚

慮之所覃奉搜求之下と見えたりとて吾妻鏡小若宮成
今上の御兄と注ぎふに諸書を極考ふる高倉天皇の弟
二皇子平義範女惟明王の御事みく安徳天皇此御弟後
鳥羽天皇此御兄なりとる成今上御兄と記とるに當時
既り都少くは後鳥羽天皇御位を知食しとるは
つるが故なり源平盛衰記に此王此御事を此宮の當時
の帝此同じ御腹の御兄も一の事あらば儲君まを二
位殿さのしと具しはわらせらるるなり今年七歳と
おらせふとみえ又愚管抄に二位尼の養ひまをらさ
る御船に乗せ奉まる由あるとるなり此王の御所りさ

三四

3/5

後の中ふさぶの如き二位尼ハ清盛公の室にて建礼門
院の御母安徳天皇の御外祖母お
り此の平氏此黨のいひあをきくもし天皇の御上よ
りもえびなる御事のおちしはしちらむる心は
ひふし太子が終よさだえね奉りるあしつぢえ終
ゆひやら終るいゆくあはまぬるはと安徳天皇御事
あまし後その王此御うへの百練抄に文治元年四月廿
五日神鏡璽自鳥羽入御坐朝所中義経等奉相具若宮御
入洛侍從信清相具院御車奉迎と見えける若宮お終な
り此事源平盛衰記みも見えきり此王後三品親王よ
あされ又後僧と名をいひ聖圓と稱しとる由
書どりに見えきり承久三年五月四十三歳よを薨たよ
するよし一代要記歴代皇紀に見えき元暦二年よ七歳

○残櫻記下

○九

と申さる。かくて天皇御事ありし時三種神器は御あり
よ合る。かゝりて天皇御事ありし時三種神器は御あり
さぬのくらし。家事の書どりの見え。給。事。趣。と。り。合
せ。か。む。の。奉。り。二。位。尼。天。皇。戎。抱。き。奉。り。帶。み。く。已
身。結。び。あ。せ。海。わ。ら。を。寶。劔。を。腰。に。さ。し。神。璽。を。腋。小
挟。み。く。海。に。没。す。或。ハ。按。察。局。天。皇。戎。抱。き。奉。り。二。位。大。納
言。佐。局。ハ。賢。所。の。御。辛。櫃。を。取。て。海。に。入。ら。せ。と。さ。る。と。り。戎
袴。の。裾。戎。形。に。射。付。ら。れ。蹴。纏。を。倒。ま。き。り。け。る。を。兵。ど。も
取。り。免。て。御。辛。櫃。の。ら。は。を。を。給。ち。や。ぶ。り。御。筥。を。取。出
し。か。ら。ち。を。切。解。す。蓋。が。開。け。む。と。さ。る。小。忽。目。眩。き。鼻。血
た。る。平。時。忠。卿。が。彼。を。見。く。内。侍。所。の。御。筥。が。里。狼。籍。な。り

と制せらる。義経は此由以聞て制止を加へて終に兵ど
も其御船を罷出ぬ。ちかち時忠卿より申てり。やれごと
く御辛櫃をを先に入奉る。神璽は海上に浮む出る。其後
を常陸國人片岡太郎経春取上奉る。寶劔の御事ハ其後
海中に蜚波入る。求免尋ねら終る。と。頭。り。ま。さ。り。以
以上玉海吾妻鏡百練抄源平盛衰記平家物語愚管抄神
皇正統記合考。醍醐雜事抄の寫を見るに四月十八日
の下。去。三。月。廿。四。日。於。長。門。國。平。家。與。源。氏。合。戰。平。家。被。
打。畢。云。く。と。擧。げ。生。取。降。人。自。害。致。入。の。名。を。記。し。ま。す。不
知行方人の名を記して先帝ハ條院修理大夫經盛と云
は。八。條。院。ハ。惟。明。王。の。事。な。り。ま。す。内。侍。所。御。座。進。止
同寶劔不見寶劔者被問内大臣之處寂初者奉伊津久志
麻神之由陳申云。後者内大臣勘手入海落。入。失。了。云。く
と記さる事見也。進止と神璽の假借書なり。此本書治承
元暦の頃の消息文書ども。の。反。古。小。記。せ。る。當。時。れ。と。り

なすをさぞさきど一時の記聞おく先帝より八條院の宮
 の御行方の定りからぬほど記さるものなるを下文の
 十一月三日壬午九郎判官義経十郎藏人源行家落而向
 西國了中畧六日於一洲義経行家等被打云々と
 虚々たる説を記しそのほのりもたつりあき説も
 報るべきに當時の書といつてとくくハ信とが
 其後文治三年七月寶劔出現の御祈よりり七
 社に奉幣しあひ又其日勅使神祇大佑卜部兼衡宿祢大
 藏少輔安倍泰成朝臣を長門國に發遣して祈謝しあひ
 又そのあひの船軍小立く寶劔沈没の海面を知らず先
 伯景弘成遣し案内して番よれあせり海中に捜求め
 させられぬれど法む小顯きあせりあり以上百練抄玉海合
 考の本編はあがつらひたるごとく吉野の朝は御衰へ
 坐ましける頃まゝ殊に其後嘉吉の凶事以後ハさるる

字

やあゝ將軍の武威をりて吉野方を責はすむ事のか
 のるまじき代あはれがふ神器は御あやゆらゆら事
 成おそきそはあはれを在経らるるなる
 へき代あはれ檀浦あはれの義経此軍のさぬり
 勝負のそ力成はれはゆあはれも神器の御上よこ
 あはれあはれびきる趣のきくさざりはるいあはれり心
 き畏きまじきこあはれりあはれりあはれり神璽賢所
 都に還入らせあひ後鳥羽天皇の受継せあはれり御事
 上に攀ぎあ百練抄月輪兼實公は玉海あはれ吾妻鏡平
 家物語源平盛衰記准后親房卿の神皇正統記あはれその
 あはれり記録のにも見えり混なく明かりはるるは失
 らるる寶劔の御代器の御事ハ建曆御記小寶劔神璽の
 條に御劔者云く壽永入海紛失之後院御時以後廿餘年

○浅櫻記下

○土

被用清涼殿御劔仍以璽為先而承元讓位時承元四年土御門天皇順德天皇の御讓位あり有夢想自伊勢伊勢とい天照皇大神宮あり進之已來又准寶劔以劔為先也此劔普通蔭繪也心得奉記を給ひ神皇正統記も平氏にひて後内侍所神璽に還り入らせぬ寶劔ハつむ海小沈みを見えは其頃始ひハ晝の御座に御劔淺寶劔擬せらるるに神宮の御告あり神劔を奉らせぬハふより近頃おての御守なりき云々西海に沈みし崇神天皇の御代におおしく造るのへら終り劔形りうせぬ事ハ末世にありしやとくらるる事と熱田の神あり

ある御事形と記をききりあるは御事此趣ハ何れりもよく辨へし心得なき奉るをきあむよむある此記の例神宮とある事なきは伊勢天照皇大神宮の御事なり事々の文近頃までの御守形りきと記されし語意を雅しく論ふ事ハそのあり過去し事ハ此記の形なるの文體を心あらばしるべし此記の文意當今より御守とあり坐し海を由りて保建大記の神器選御の事夏四月鏡瓊入京師以晝御座劔擬寶劔との書し後又大神宮の御告あり奉らせぬ事神劔をりて永く御代器とせざる由をひたし由をいさざる其記は限る事あり建久三年の後此事と決める事あり神器の御事或嚴重とされざる事あり神器の御事或疎忽とされざる事あり其の書か見えざるにありぬべき事を殊然る或太平記は北朝の貞和四年の秋伊

○浅櫻記下

○五

勢國國崎の神戸小住る下野阿闍梨圓成と云る山法師大神宮小千日詣らる潮を垢離小の或る海邊へ出
 きる小沖より奇しき事ぬめり流寄たる物を得たりと
 て三鈷柄の劔形あり長さ二尺五六寸なるもの成都
 二持参りてさぬく奇怪しき事どもをあらし
 又足利直義朝臣の神告の夢みたりといふるにありせ
 て此も成壇浦あり失する所寶劔形なりと或る由は
 ろしらく申しける成日野大納言資明卿の執奏し八
 月十八日仙洞花園天皇の御事なり是年十一月十一日崩御ひけりに奉りたる
 成辨議ありて請取らせり
此貞和四年の南朝の正平四年の三種神器の後村

上天皇の吉野行宮院宜あり圓成成直任の僧都より
 受傳りて坐すきこれ恩賞此地をうり賜ひけり然るに勸修寺大納
 言經顯卿のとりあはれを信じたまはるる倭臣の所為
 真の寶劔あらぬ由成辨言て諫奉ら給ける成聞食し
 べきたまひ也の多其物を出して平野預卜部兼員宿禰
 預賜ひ圓成小賜むたまひ院宜を召返されける由
 あり經顯卿の忠言より然る凶物を速に棄て
 るむとせらるる時小をせしめしとて功をな
 るむとせらるる又續古事談に神璽寶劔を神の代より傳
 りしと云くかくるをせしめしとて功をな

目のおもむくやうせおきと記せり此文ふとい神璽寶劔と
りて失ふ事ふがおもく或あえく申しげなれど意の
寶劔にうきていふるみく寶劔の其世は近頃西海に
て失ふ事へる由なり此書いふ小がりのはやく記し置
るを建保七年より出づ更し書集めたる由奥書よみ
えて寶劔の失ふ事元暦二年より三十年あり後し
さらふ事ありのへたる書なれを件の文の前は寶劔
の失ふ事より記しおくるが故は目のまゝ失は
このころものあること決しなれは件の文より目此
まゝふとい事ある詞は心成ひまゝあはたらむを此

書いそけ時軍に立し人の記せるありもあるはし書
ぶぬれ混りしく或あはれはらきまゝある但し神璽はさ
る事なりと寶劔をも神代より傳はるるよりいふる
は訛なり西海より失はるる寶劔の崇神天皇の摸造
らせられたる御物あり神代より傳はるる事神劔は
やゝ景行天皇に御せたり熱田宮は齋祭らるるひさ
びきなりたしまたものともやさし又これ或人の記よ
言奉せる安徳天皇潜幸ありといふる古蹟は事成り
きすふはし海に阿波國祖谷なる古事ども寛政五年
讃岐人菊地武矩が祖谷紀行よ委くありし其記せる

320

○残櫻記下

○五

事どもいづらうきたる事とをきかえさず終ど其あふ
せる傳説の實事ふ合いざる事へ上に證ども残ありて
論ひ辨りたるおぼしき事^{モレ}の事實あらむか^ハ神器も
大御身に從^リさせ奉るべき^ハ然^ハいせうをまをさざる
とりてもその實あらぬ事知多^クし^ハ此紀行^ハ天
皇の后も坐^すは^りける由^ハ三好郡貞廣村^ニ其陵あり
後み祠を建^て若宮大明神^とさ^らわの神^とも稱^さる^ル又
のれ舊家の中^ニ八幡大菩薩^と書^かる^ル旗一旒八幡大菩
薩嚴嶋大明神某大明神^と三神名^を書^きる^ルおほのめり
見ゆる旗一旒^を持^て傳^へる^ルをみ^まり^ハ此旗色^はい^はい

321
赤の^ハ漸^々は^りい^はる^ルおほのめり^と云傳^へる^ル今
へ其色^も見えぬ^よし^ハ如^もとも記^せり^ハ如^もふ^く此
ハ國盛朝臣^竊ニ軍場^を遁^じ妻子^從者^多と^ハ滅^する^ルハ
山中^ニ落^來る^ル幼童^をあ^らう^く尊^びが^ふり^て如^もふ^く
天皇^ハ潜^幸して御迎^の來^る滅^待ち^{たる}由^ハ欺^きか^る
し^らん^く世^滅つ^くさ^きま^り滅^たる^ル然^ハい^はか^らり
繼^{たる}もの^とや^まる^ルえ^き家^の遺^腹の^裔あら^ば實^たこ
の天皇^ハ御^瀧なる^由ゆ^りを^り語^傳ふる^流の人^ハ實^たこ
ろ^とき^らる^ルこの祖^谷人^ハ類^{なり}と^察る^ル否^ハさ^らう
又天皇^の后^ハ坐^すは^りける^由ゆ^りを^りあ^らう^く然^ハる^ルべき
小女^滅あ^らん^くし^らん^く後^ハ如^もなり^と欺^きたる^ルを

けりるをたゞ后と語り傳へたるふても河原法會津人
 文の著せる山路の假標といふ書に阿波の曾谷和谷の註
 代々の過去帳に開山神爾和尚の口傳り
 安徳帝世をばはるる寶算五十げのりまを坐しは
 深そきの御毛と御紐刀を藏する宮ありと帝の
 偽造説ありと紀行も見えむ社寺のあり
 その説は出づることあらば或る後人此を世の
 僧名を神爾といふ事由を寺号とし又剣神社に
 靈寶のあり趣ありとのり人の郊外又豊前國を
 聞かぬの終りありと聞かぬと實に然いふと
 河原たあまも祖谷イヤありと大い似る趣ありと

七月の玉海小先帝御事示送其狀云中如師當勘申仰長
 門國被建立一堂尤為上計歟上奉始先帝凡為戰場終命
 之士卒等可被置永代之作善也且是叶先朝追尊之趣又
 為罪障懺悔之法歟但國土殊凋弊營造若有煩者強雖非
 火急漸可給土木歟愚案之旨大概勒狀以此等趣可被計
 奏狀如件と記す終り同二年閏十二月二十二日の記小
 長門國可建一堂之由可宣下者皆任御定可宣下之由仰
 了玉葉も玉海と同日の記に奉為安徳天皇於とみえ
 長門國建一堂依不擬神社無奉幣之沙汰也

○殘櫻記下

○其

322

も共ニ在るな家名をし但しその阿弥陀寺を皇陵山と称
 ふ事と於のまをいふが聞かざる事長門人に此山号の
 聞ざる事なりきんめくを法事と問ふはうら
 師の謾言なるがしといへるそは實形を問ふを陵も
 在るやいふらむいふの亦もあれ其の後のさのら人
 此みづをわがめるを論ふまでもあらざる世に長門本
 家物語のものと此寺より出たを○長門人の語を平
 らく其國の豊浦郡殿敷村は小丘のゆを安徳天皇の
 陵なりともいふ説あり其里ありて此をいふもの
 乃ゆい出するさのら説ありはら證なきことな
 りといふ又撰津國能勢の山中みも云くといふるは能勢
 郡出野村の農民勘兵衛といふ者け屋の棟木は竹筒は
 藏る結び着て在るける文書次第に見出したる

てよくあきくめく書寫せるをはやく文化十三年の頃
 人の見きつる成考へ正しく記しおける成今ゆいひ出
 て書はくさくその文書のさぬいみやび免あたる假字
 文は書て歌も四首はのを見ゆ奥了建保第五丑年九月
 二日從四位上侍從行左少辨藤原朝臣經房花押左古曆
 へしと書とが免たるもの形をみくその書あるせふ大
 旨は壽永四年壽永二年安徳天皇世の乱を避く西國に遷幸する御跡みく後鳥羽院推して御
 位を知食し翌年更元暦の年号を建らしきりたるを
 是年の此頃其元暦二年なりたるをな素よりの壽
 永の年号を用て記する趣なり三月廿四日檀浦みく二位
 り下るも此定みく記する
 尼の計らむはちり典侍大納言局某は於の是經房大

○殘櫻記下

○七

輔判官種長郡司景家等主上を守護^{ナマリ}はるを小舟あて
 道^カ終^カうせ奉^レる。二位尼の源氏の兵を欺^レのむがき免^レに知
 盛卿の末子^ニ主上の御衣を着^レけ^テ御劔めきたるもの
 をあづかん^ニ主上小従ひ奉^ルるさ^キく^ニ共^ニ海^ニ沈^ミぬ
 ぬ主上^ヲ成^レを件^ノ入^ル守^テ護^ル奉^ルる石見伯耆^ノ馬^ノ成^レ歴^ト
 六月十五日摂津國能瀬の長尾^ノらりのま^ニ終^ル郷^トいふ所
 坐^シせ^テ仕^テ奉^ルる^ニほど^ニ翌^レる^ニ壽永五年五月十七日主上
 崩^ルひ^ニうり^ニを^バ御^レ陵^ノの^事を^バ御^レ衣^ヲ御^レ調^レ度^ヲを^バ岩^ノ崎^トい
 ふ所^ニい^テも^もあ^づぐ^ニ免^レ奉^ルる^ニ八^ツの^宮と^申る^ニ崇^レ光^ノ奉^ルる^ニ
 成^レ後^ニ若^ノ宮^ノ八^幡宮^ノ小^合せ^いや^まひ^祭る^ニ仕^テ奉^ルる^ニ

のる小己が子孫の絶^ルむ事^ヲを^バあ^づみ^テ種^ノ長^ノ景^ノ家^ノが^レ勸
 む^ルあ^づつ^テづ^クひ^ニ多^ク典^ノ侍^ノ大^ノ納^ノ言^ノ局^ヲを^バ妻^トむ^ル御^ノ社^ニ仕^テ奉^ルる^ニ
 とづ^クの^ら耕^作の^業を^バ在^ルほ^ト子^ノ左^ノ古^ノ麻^ノ呂^トい^ふが^い
 下^カき^ク今年^ニ廿^六は^ハ終^ルは^ハ五十^ノ歳^ノ小^ノ形^ノり^ぬ又^ニ種^ノ長^ノ
 八^十九^ノ年^ノ前^ニ小^ノ死^ス其^ノ子^ノ刑^部太^ノ郎^トい^ふが^廿八^ノ歳^ノより^{なり}
 とあり^景家^ト十^三年^ノ死^スは^ハ終^ルり^子小^ノ次^ノ郎^平三^ノ郎^ハ
 うち^ハ河^ノ予^リあり^ねの^終死^後い^まり^かく^ニ在^ル
 しい^をれ^を子^孫に^傳す^むと^ある^にか^ける^由記^せる^を
 の^ゆり^とん^とその^文の^劣形^或い^さる^ゆれ^よて^{その}か^み
 終^らち^つき^あら^せる^の記^せる^事の^ねも^いは^れら^る

325
何る事歟事のさぬおもひはば一日見ても虚偽文
る事著けむ論ふもきらぬも能かづら其記せ侍事
ら能るやさうら能る猶その虚言なる由の證をいふはし
はづ件の文の中より壽永四年十一月種長景家らが志の
よ都大物へ出る供御の料に調度物も出らぬし歸せ
る事成りしに都よを君を安徳天皇とすまきへま
まぬと書けり出さぬいみじい妄言能るも能る謚號成定奉ら
能るもさしをゆる壽永四年今架三年よ何さある文治三
年四月廿三日の事めて玉海百練抄等ふらうくさる
混る能るもさうら小事實よ合はむはる経房卿と辨官補

任み據るも考るに嘉應二年み左少辨正五位下承安三年
に權右中辨從四位下同十月廿一日み從四位上壽永三年
に前年七月安徳天皇左大辨從三位同九月十八日權中納
言よ為されあるよ見え又尊卑分脉卿の傳ふ正二位權大
納言正治二年二月廿二日出家今日進辭狀同年閏二月十
一日薨と見えある也建保の頃ハ既く世よ区き人なるを
なほ在世の人とていふもよハ正二位權大納言と署さ
るべきを從四位上侍從行左少辨と書ると違ふり
せむおも從四位上の左少辨と書るは違ふり
れども事とあはしむも何らむ侍從りある能る
あやも書るに見えある事然し但し其を書よと見え

ざるよこそい河純實あらむも知らざるといはずいふは
 比多も侍従の下小行と書るを位署の例と乖^カるりいづ
 う己が位署以書違ふも然くあるはきあまらの違ふ
 きてその偽妄書ある事著し然も然なるを必あく又そ
 れ文書の漆書は經房卿の事以元仁元年壬申八月七日逝
 行年五十八歳とあるも違ふをそをゆづ元仁元年の干支
 は甲申なるを壬申と書り又此卿の薨年ハ系圖小正治二
 年薨五十八歳ともなく辨官補任り嘉應二年の時ハ二十
 八歳とある小符^{カキ}ひきれば件の漆書もまゝ妄説なりか
 て又其文の奥ハ世嗣の名書あり其始ハ經實と擧ぐ左

近行年八十三歳文永八年未三月二日と書てそれより十
 三代ハ當りて經久久右衛門五十二歳天正十五亥四月十
 八日と代々小同ハ例ハ書繼たるうあり記せり但十一
代經一の
下みち市郎兵衛と然くは
記して没年代あるさばゆづその經實の譜ハ左近と書る
 又經房卿の子なりといふる左古麻呂此事ときあやべく
 記せるも然ありさて其經實ハその建保五年ハ書る本文
 子我子左古麻呂廿六歳と記したる人おれば文永八年と
 齡八十歳なるべきを譜ハ八十三歳と書るも違ふりゆ
 其代々の中ハ經春が没年以文祿二亥と書るもまゝ違ふ
 其年以干支と癸己なるものを必又二代と十三代と
經久といふがありい

て遠長は語を傳へたる代々の中少はまきしきりたるよ
も其記する代々の字その在はる世ご
るふいゆふまづくきうゆるも多し
書も世嗣の名書も本文と共に作し書するも好とてや
もたる世ののなるたふれが何せむそくかふるゆもか
しごとの偽妄文作を出しありきむいせ憎し
らたあとのふも世は此天皇の云々此奮蹟ありといふ
ありてもきええと實あるハゆもくもゆらげゆ
神器の事おとふゆあらし記説のゆもむにたか

二字下

ても心でいむべきものはゆもむか
津は百姓池田惣平とつへるものく宅の棟木は昔なり
結ひ附するゆのく在るを故ゆりきり下に見るふ
箱ゆり開ききり小文書あり今度北狄は相渡候為糧米
粟七斗借用之於帰國無之者時將軍可預裁断者也文治
四年四月十一日池田惣平殿伊豫守源義経花押右筆亀
井六郎と書ききり書寫きりものをきりきり此文を
べて事状は合いざる論ふも足らぬ趣なるがう
へふ義経を文治五年閏四月衣河館あり自殺の由吾妻
鏡よりきり一説のごく蝦夷は道を渡りきり
むも事も無き前年の四月の頃北狄は渡るべきん
ゆらざるをゆか類の偽妄文を作し偽説をきり
事を謀らむとさるをこ人のゆもふもきりきり

○残櫻記下

○九一

別段

殘櫻記後書

二行分 句候とん

海あやを思ふ人のむく弓うら太刀もまろこの道おれ
 用ひ見子書とる筆も海しと残考す海あや残あましく人
 の道をほくそあまおれらう残れ真心な繋けるあく小
 信友ぬしれおれあまおれらう此うむあう記の一書心の
 海としようおらまそ事のおまそあまそおれらうもまげん
 つはまつてうひのくまそくおれらうちむさおれお心の
 かもまげんそまおかしこあも上あも下あも今事
 もあし事もほくまげかくそれおれらう海とこの海
 海あつてあまおれらう天地の間あつても尊くおれらうかし

残櫻記後書
 二行分 句候とん
 海あやを思ふ人のむく弓うら太刀もまろこの道おれ
 用ひ見子書とる筆も海しと残考す海あや残あましく人
 の道をほくそあまおれらう残れ真心な繋けるあく小
 信友ぬしれおれあまおれらう此うむあう記の一書心の
 海としようおらまそ事のおまそあまそおれらうもまげん
 つはまつてうひのくまそくおれらうちむさおれお心の
 かもまげんそまおかしこあも上あも下あも今事
 もあし事もほくまげかくそれおれらう海とこの海
 海あつてあまおれらう天地の間あつても尊くおれらうかし

多きかきく上下の心むつぬらぬ人までいさかから
 が大御心も大御心である世ぬく鎌倉山の山風も海の
 うら波吹ちらう終らんさるうもゆりはふをほせぬく
 同しそを野の山下風も人よあきぬり吹さきむく心も
 かきくき現津御神をぬらうさく終らん遠つ島々よはふ
 まぬくさき奉る久方天つ日嗣もあちぬく風のほふ
 海ふはのらはまほしくして大御安見殿よあきぬし終る
 年月のほゆもぬくねる居立のちらき終ひくさかから御心
 のとあらしを家高く品高き官人きちもあつ心残心とせぬ
 九重の都はありあつら浪よあふよふちくちくをあるは

人もや人もうらあつとあつふも猶あつありあつて也
 かきくぬけのを終ひを世の軒の下露かけまくも心
 やもつあきその御世は御ありさぬよあつありけるか
 く多又あは山下風のはらきも今世の民草までふく
 とあつくゆり見えくさかあつあつの武士さのうらうら
 何らあつあつたさあつら大御心あも今世のさうちほらあ
 さふやと思わすきき終ひくさかあつあつあつあるは
 免やあつる武士さのちあつらき終ひくつひうさか山下
 風もさうちほらあつたさ終るはとあつあつあつあつあつ
 けあつあつあつあつの大御心の引のさあつあつあつあつあつ

330

331
よそよらそほそほと名よおふ下根のまゝらあし
方よたひうそほひそ事跡酒き跡のそありそ
何らくまかそき事跡みまそりそ
そりそ先まほ重遠つ島山ようほし奉り跡どほのそぬお
や跡そあらひよ何らくひ小きおそそ跡うあらむのほき跡
小北南と二方よ大朝廷も立りそのれまそそそ天の下
西東風浪のそそそ紀也む時跡くそそそそそ年月成む経
そそそそそむ此ふふよ志跡それそそそそ野れそそ野
のねく此山櫻花咲ちる春秋を経る神とそ神とほそそ
御子そそ大君そそ真木たつあら山中小おむひそそ

滝谷よ友よふ鹿猿のそそ御垣小ちおく岩けそそ山水の
音成のそ朝由ふそよ聞おらそせ跡ひひそそそ木うられ
不安そ大御心もそそ何おそそそそそそそそそそそそそ
ひやそそそそそぬきそそそそそそそそそそそそそそそそ
しまそそおひうそそおれ海しそそそそそそそそそそそそ
もかそそそけ跡くひそそそそそそそそそそそそそそそそ
そそそそそそそそそそ神の御心そそそそそそそそそそそ
りそそ今かそ此ぬみよ志るそそ事跡跡成見奉るそそ涙
も袖みそそそれ世のありそそぬひひそそそそそそそそそ
そそそそそそそそそそそそそそそそそそそそそそそそ

志多しぬはちやを思ふ一事ちつよくこの書おの書
 と法もいつて引まじききく物もらか多ほくもあやよか
 しあは大御神寶天つ御志多しの八尺勾穂之五百津之御
 須麻流之珠の御幸の御座所を明らかりあやし奉らむ此
 真心よあむありけり此本文法をあらを未つこのふあり
 つらくるあやも又ある人は答言られまゐるかきそ人の
 あげつらむもそはくわを明らあはして世中て吉事
 法事此もちあひゆきく一かた知らざる世のあやわを
 残もまやり得られくる事のをなきくあまがき書み形
 せあまける此事み大平み見せおあせきこのくあむある

ちあはれらみを汝が心ひのりそは思ふはほく一
 くきり書かるるよれれ世の人の人よはく多あひ得
 るそまほくさる心とをあや般重の般厚に書かこの
 里ふまふあふとを思あしそとひむ物とすれまゐるも
 又ほえ心の一言とあまをくありがく思ふまねく
 此一あまもかくうれそあるあまむありける

文政七年甲申八月廿八日

本居大平 三文字

Faint handwritten text in a vertical column, possibly bleed-through from the reverse side. The text is mostly illegible but appears to be organized into several lines. Some characters are highlighted in red ink, such as '大', '人', '一', '二', '三', '四', '五', '六', '七', '八', '九', '十', '十一', '十二', '十三', '十四', '十五', '十六', '十七', '十八', '十九', '二十', '二十一', '二十二', '二十三', '二十四', '二十五', '二十六', '二十七', '二十八', '二十九', '三十', '三十一', '三十二', '三十三', '三十四', '三十五', '三十六', '三十七', '三十八', '三十九', '四十', '四十一', '四十二', '四十三', '四十四', '四十五', '四十六', '四十七', '四十八', '四十九', '五十', '五十一', '五十二', '五十三', '五十四', '五十五', '五十六', '五十七', '五十八', '五十九', '六十', '六十一', '六十二', '六十三', '六十四', '六十五', '六十六', '六十七', '六十八', '六十九', '七十', '七十一', '七十二', '七十三', '七十四', '七十五', '七十六', '七十七', '七十八', '七十九', '八十', '八十一', '八十二', '八十三', '八十四', '八十五', '八十六', '八十七', '八十八', '八十九', '九十', '九十一', '九十二', '九十三', '九十四', '九十五', '九十六', '九十七', '九十八', '九十九', '一百'. The text is enclosed in a rectangular border.

